unicef

for every child



今年もWe Support UNICEF賞をお贈りします。
ぜひお申し込みください。詳細はP.15をご覧ください。

公益財団法人
日本ユニセフ協会
〒108-8607
東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス
03-5789-2014　03-5789-2034
se-jcu@unicef.or.jp
www.unicef.or.jp

2023年4月　発行

ミックス
紙｜責任ある森林管理を支えています
FSC® C022337

令和5年度（2023年度）

# ユニセフ活動の手引き

**学校でのSDGs学習に!**

ユニセフ活動を通して
**グローバルな視点**で
地球のいまを知り、
未来を考え、**行動**しよう!

SDGs学習や募金活動前に使える!

2023年度
ユニセフ学校募金 春季資料
**ユニセフDVD学習教材**

1 【気候変動と子どもたち】子どもの権利と未来を守るために（1分44秒）
2 【栄養治療食】栄養不良の子どもを救うミラクルフード（1分10秒）
3 【栄養】バーチャル社会科見学 ソマリアの栄養治療センター（3分03秒）
4 【浄水剤・井戸】安全な水を届けるケニアでの活動（2分43秒）
5 【水・教育】給水所ができ、学校に通えるようになったエスターさん（1分42秒）
6 【児童労働】工場ではたらくスモン君（1分37秒）
7 【紛争】戦闘から逃れたブルクリ君が家族と再会できるまで（2分15秒）
8 【ウクライナ紛争】子どもたちが再び安全に学べるように（3分54秒）
9 【パキスタン大洪水】学び続けたいと願うダニヤル君（1分13秒）
10 【アフガニスタン政変】女の子が教育を受ける権利を訴えるマリヤムさん（1分09秒）
11 あなたはどんな未来をえがきますか?〜SDGsが生まれた背景とこれから〜（5分57秒）
12 ユニセフと地球のともだち（1分23秒）
13 絵本「ユニセフとえがおのひみつ」読み聞かせ（10分55秒）
14 100円の旅（1分57秒）

DVD VIDEO
unicef
公益財団法人 日本ユニセフ協会
Printed in Japan

**ユニセフ学習教材 DVD**
ウクライナ紛争、
水、栄養、教育などの
子ども向けの動画を
14本収録!

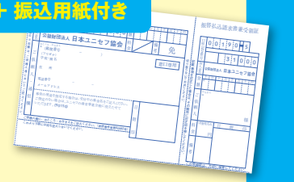



入ってます!

**便利なツール満載!**

- ユニセフ資料申込書
- ユニセフハウス訪問依頼書（展示見学）
- 街頭募金申請依頼書
- 講師派遣依頼書　など

**各種申込書・依頼書入り**
**＋振込用紙付き**



unicef

公益財団法人
日本ユニセフ協会

第 68 回（令和 5 年度）ユニセフ学校募金

あなたは［　　］に何をいれますか？

# すべての子どもに、［　　］を。

## ― 食料難がおびやかす わたしたちの未来 ―







いま、世界では前例のないほどの食料・栄養危機が起きています。
気候変動、そして紛争の影響が、食料や物の価格の高騰を引き起こし、多くの国で食料を手に入れられない人が急激に増えています。栄養が足りずに命の危機にある消耗症の子どもたちは4540万人、いつも栄養が十分でなく、成長が遅れている子どもたちは1億4920万人にのぼります。※1栄養不良による身体や知能の発達の遅れは、成長した後も、子どもたちの人生を脅かし続けます。

**いま、世界の子どもたちはどんな課題に直面しているのでしょうか？**
**そして、わたしたちにできることは何でしょうか？ぜひ、ユニセフと一緒に考えてください。**

### 栄養が足りず、命の危機にある子どもたち ―― 世界に4540万人



スーダン

©UNICEF/UN0747463/Zehbrauskas

栄養が不足し、重度の栄養不良に陥ってしまった生後13カ月のルダちゃん。ユニセフが支援する保健センターで治療を受けています。スーダンでは、子どもの6%が十分なカロリーを摂取できず差し迫った命の危機にある消耗症の状態に、36.4%が日常的に栄養がとれず慢性的に栄養が不足している発育阻害の状態にあります。※2

### 水害 ―― 洪水で消えてしまった村や農地



パキスタン

©UNICEF/UN0698977/Zaidi

2022年8月、数週間にわたって記録的な大雨が降り、パキスタンの4州のうち3州で大規模な洪水が発生しました。道路は冠水し、家や農地は流され、そして多くの学校が浸水の被害を受けました。子どもたちの教育の機会は奪われ、食料不足や衛生環境の悪化が子どもたちの命を脅かしています。

### 干ばつ ―― 作物は枯れ　家畜も命を失った



エチオピア

©UNICEF/UN0639620/Ayene

エチオピア東部のソマリ州では、干ばつが3年に及んでいます。水不足で農作物が育たず、家畜も命を失っています。生活の糧が失われ、多くの子どもたちが栄養不良に陥っています。さらに、水くみのために長距離を歩いたり、水くみに行く親の代わりに家族の面倒をみたりせざるを得ず、学校に通えない子どもたちもいます。水不足が様々な形で子どもの権利を脅かしています。

### 紛争 ―― 紛争が引きおこす　世界中の食料危機



ウクライナ

©UNICEF/UN0597997/Skyba for The Globe and Mail

2022年2月に激化したウクライナでの武力紛争。学校や病院、民家が攻撃を受け、今も多くの人々のくらしを直撃しています。さらに、問題はウクライナとロシアの2カ国間のみならず、世界中へとおよんでいます。ウクライナとロシアで生産していた食料が世界中にいきわたらなくなり、食料を輸入に頼る国々で、子どもたちの栄養不良が深刻化しています。

**世界の課題解決のために、わたしたちにできることは何だろう？**

出典：※1 UNICEF/WHO/The World Bank Group joint child malnutrition estimates: levels and trends in child malnutrition: key findings of the 2021 edition
※2 日本ユニセフ協会ホームページ「中東・北アフリカ 子どもたちの栄養危機が深刻化 食料輸入に頼る国々にウクライナ紛争が打撃」

unicef

# ユニセフ活動の手引き

## 目次


01 はじめてみよう！ユニセフ活動
いま、学校での「ユニセフ活動」が果たす役割 …… 1
02 ユニセフについて知りたい
ユニセフってなぁに …… 3
「子どもの権利条約」ってなぁに …… 5
世界の子どもたちは、いま …… 7
03 募金活動をしたい
学校やイベントでユニセフ活動をする …… 9
街頭募金活動をする …… 11
募金の種類 …… 13
04 活動を終えてから
We Support UNICEF賞 …… 15
05 修学旅行・社会科見学でユニセフハウスを訪問したい
ユニセフハウス展示見学 …… 17
06 講演会や授業への講師派遣を利用したい
講師派遣・オンライン授業 …… 19
07 子どもの権利が守られた学校・園づくり …… 21
08 さまざまな学びをサポート！
ユニセフの資料・ウェブサイト …… 23
SDGsを活用して学びを広げよう！ …… 25
「子どもの権利条約」を学習や学校経営に生かす …… 26
ユニセフ視聴覚ライブラリー／貸出教材 …… 27
09 ユニセフ視聴覚ライブラリを利用したい
全国の貸出機関と協定地域組織一覧 …… 29
10 募金の送金方法を知りたい
募金の送金方法 …… 31
付録 DVD・動画紹介 …… 巻末


…各種申込用紙

はじめてみよう！ユニセフ活動

# 01 いま、学校での「ユニセフ活動」が果たす役割

## 「持続可能な社会の創り手」を育てるために

一人一人の児童/生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、**持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる。**

<学習指導要領　前文より>

学習指導要領にも「持続可能な社会の創り手の育成」が掲げられ、さまざまな教科でSDGs（持続可能な開発目標）の学習が取り上げられるようになりました。

貧困、飢餓、紛争…世界には、今この瞬間も、命と健やかな成長を脅かされている子どもたちがたくさんいます。また、気候変動や環境汚染など、人類の生活を脅かす課題も深刻さを増しています。そして、そのようななか発生した新型コロナウイルスのパンデミック、2022年に激化したウクライナ危機の影響による世界的なインフレは、日本の子どもたちにも自分たちの生活が世界とつながっていることを強く意識するきっかけにもなったのではないかと思います。

ユニセフは、世界中すべての子どもたちの命と権利を守るために活動している国連機関です。ユニセフの資料・教材や学校でのユニセフ活動は、子どもたちが世界の課題を「自分事」としてとらえ、自分たちにできることは何かを考え、行動する機会を提供します。そこにはかならず“主体的で対話的な深い学び”が生まれるはずです。

### 学校で取り組む「ユニセフ活動」には次のような側面があります

- 同じ年頃の世界の子どもたちの状況を知り、そこから自分たちが暮らす世界のようすを知ることができます。
- 世界の厳しい状況下の子どもたちと比べて、よりチャンスの多い日本での自分たちの暮らしが、どのような人々の努力や仕組みに支えられているのか、気づくことができます。
- 世界の子どもたちを支援するためにユニセフがどのように活動しているか、また、持続可能な世界を築き、子どもたちの未来を守るための取り組みを知ることは、社会や世界の困難な課題に立ち向かう方法を知ることにつながります。
- 自分たちにできることを考え、具体的な行動を企画し、実践することで、実際に変化を起こすために自ら動くことの大切さを学ぶことができます。
- 子どもたちによる行動が、学校内だけでなく、家族、周辺のコミュニティ、大人たちに影響を与えられることを知ります。





〈 ユニセフ資料を活用した指導の例 〉

### 世界の子どもたちの現状やユニセフの活動について知る・学ぶ

- 各教科や総合的な学習の時間の授業などでユニセフや世界の子どもたちについて知る
  ▸▸▸ P.3「ユニセフってなぁに」 ▸▸▸ P.7「世界の子どもたちは、いま」 ▸▸▸ P.17「ユニセフハウス展示見学」
- ゲストティーチャーの話を聞く
  ▸▸▸ P.19「講師派遣・オンライン授業」 ▸▸▸ P.30「全国の協定地域組織一覧」

▼

### クラスや委員会などで話し合ったり、さらに詳しく調べたりして、自分たちにできることを考える

- 世界の課題、子どもの権利などについてさらに調べる
  ▸▸▸ P.5〜6「子どもの権利条約ってなぁに」 ▸▸▸ P.23〜28「ユニセフの資料・ウェブサイト」

▼

### 募金活動や多くの人に伝える活動を展開する

- 自分たちで作った映像や、ユニセフDVD学習教材の映像をお昼の放送で流す ▸▸▸ 本誌 巻末DVD
- ユニセフ集会をひらいて発表（ユニセフクイズを出したり、劇をしたり）する
  ▸▸▸ P.27「貸出教材（水がめ・地雷レプリカなど）」
- 保護者や地域の人が集まる行事などで調べたことを発表する
- 呼びかけチラシや掲示用ポスターを作成したり、募金活動用ツールを取り寄せる
  ▸▸▸ P.10「文化祭ユニセフセット」 ▸▸▸ P.11「街頭募金活動をする」
- 募金を郵便局から送金（募金額の集計や振り込みも児童・生徒が体験）
  ▸▸▸ P.31「募金の送金方法」




▼

### 活動のまとめや協力してくれた人たちへの報告をする

- 校内放送、集会などで全校に募金額の報告
- 募金活動でお世話になった地域の方へのお礼と報告（お手紙、学校新聞、広報誌、ホームページなど）
- 活動した児童・生徒へのフィードバック ▸▸▸ P.15「We Support UNICEF賞」

## ユニセフ募金のはじまり

第二次世界大戦後、日本でも多くの子どもたちが厳しい暮らしを送っていました。1946年に国際連合の初の会議で創設されたユニセフは、1949年からの15年間、日本の子どもたちにも粉ミルクや衣類の原料となる原綿、医薬品など、当時の金額で65億円もの支援を送ってくれました。その支援へのお礼の手紙に、子どもたちが添えた大切な10円玉、これが日本におけるユニセフ募金の始まりです。子どもたちのあたたかな思いから始まったユニセフ学校募金は、今年で68年目を迎え、今も日本の子どもたちと世界の子どもたちを繋ぎ続けています。






# 02 ユニセフってなぁに

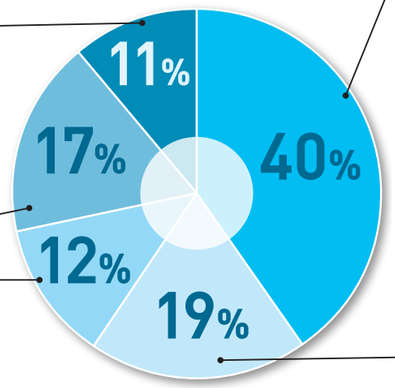
**ユニセフ（UNICEF:国際連合児童基金）は、世界中の子どもたちの命と健やかな成長を守るために活動する国連機関です。**

ユニセフは、第二次世界大戦で厳しい状況におかれた子どもたちの緊急救援のために、1946年、第一回国連総会で創設されました。現在、ユニセフは、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」で定められている子どもたちの権利を実現するために、世界約190の国と地域で活動しています。

## ユニセフの主な活動

### ユニセフ活動分野別の支出割合（2021年）

（割合は四捨五入しているため、100%にならない場合があります。）




**公平な機会**
**（社会へのインクルージョン）**

**すべての子どもが、人生において公平な機会を得られるように**

紛争、危機、気候関連の災害、障がいの有無やジェンダーによる差別により、子どもたちの可能性が奪われることがないよう、誰もが受け入れられる社会をめざした政策提言や子どもたちへの支援など。

**環境**
**（水と衛生）**

**すべての子どもが、安全で清潔な環境で暮らせるように**

子どもの生活環境を守るための、安全な水の確保、トイレ、手洗いなどの衛生習慣を広めること、災害リスクの軽減、平和構築、都市化や汚染、気候変動への対応など。

**子どもの保護**

**すべての子どもが、暴力や搾取から守られるように**

暴力の被害にあった子どもの保護、子ども兵士の解放や社会復帰、人身売買や児童労働を防ぐ取り組みなど。

**子どもの生存と成長**
**（栄養・保健・HIV/エイズ）**

**すべての子どもが、命を守られ健やかに成長できるように**

予防接種、保健センターの整備、保健員の養成や、発育観察、経口補水療法などの保健の知識を広めること、母乳育児、ビタミンAや微量栄養素の補給、栄養の知識を広めること、すべての子どもたちをHIV/エイズの脅威から守るための母子感染の予防、子ども・若者に対するエイズ予防・治療の普及など。

**教育**

**すべての子どもが、教育を受けられるように**

すべての子どもが学校に通えるように、教室や男女別のトイレなどの設備を整えること、教科書や学用品の提供、先生の研修、学校運営への地域の参加、就学前教育など。

～上記の分野に横断的にかかわる活動～

**緊急支援・人道支援**

自然災害や紛争といった緊急事態や人道危機が発生したとき、いち早く子どもたちを守るために、テントや毛布、医薬品など、必要な支援物資を迅速に届けられる体制を整えています。また「子どもにやさしい空間」や「学習センター」などを設置し、子どもたちが日常を取りもどし、安全に過ごせるように支援しています。

**ジェンダーの平等**

ユニセフは基本的人権の原則に基づいて、ジェンダーの平等を推進しています。各国における支援プログラムを通して、女性と女の子が、コミュニティの政治的、社会的、経済的な発展に参加できるよう支援しています。特に教育分野においては、男女に関わらず、すべての子どもが教育の機会を得られるように取り組んでいます。

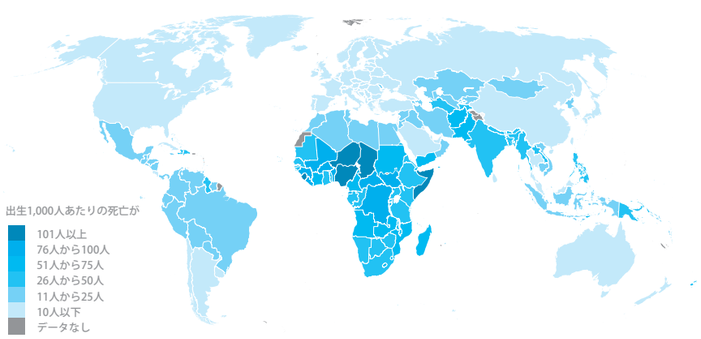
## ユニセフの支援基準

**最も支援を必要としている子どもたちに支援が届けられるように、**

1. 5歳の誕生日をむかえるまでに命をうしなう子どもの割合
2. 国民1人あたりの所得
3. 子ども（18歳未満）の人口

**この指標を重視して優先順位を判断し、各国・地域に予算を配分しています。**

国ごとの5歳未満児死亡率（出生1,000人あたり/2021年）




注:この地図は国や領土、国境の法的地位についてユニセフの立場を示すものではありません。

## ユニセフの歴史

| | |
|---|---|
| 1945年 | 第二次世界大戦が終わり、国際連合（国連）が創設される（写真①） |
| 1946年 | 第1回国連総会でUNICEF（当時の名称:国際連合国際児童緊急基金）を創設<br>戦争で被害を受けた子どもへの緊急支援をはじめる |
| 1949年 | 日本の子どもへのユニセフの緊急支援がはじまる―学校給食での粉ミルクなど― |
| 1953年 | 名称を「国際連合児童基金」と改め、活動を開発途上国の子どもへの長期的な支援へ広げる |
| 1955年 | 財団法人日本ユニセフ協会設立 |
| 1964年 | 日本へのユニセフの支援が終わる（15年間の援助総額 当時の金額で約65億円） |
| 1965年 | ユニセフ、ノーベル平和賞を受賞（写真②） |
| 1989年 | 国連総会で「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」を採択（写真③） |
| 1990年 | 「子どものための世界サミット」開催　世界159カ国から代表が参加<br>子どもへの予防接種の普及率が80%に到達 |
| 1994年 | 「子どもの権利条約」を日本が批准する |
| 2002年 | 「国連子ども特別総会」開催。21世紀の新たな子どものための目標を採択 |
| 2011年 | 内閣府の認定を受け、日本ユニセフ協会が財団法人から公益財団法人になる |
| 2015年 | 国連持続可能な開発サミットにおいて、SDGsを含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択される（写真④） |
| 2021年 | ユニセフ創設75周年を迎える |

① 
©UNICEF

② 
©UNICEF

③ 
©UNICEF

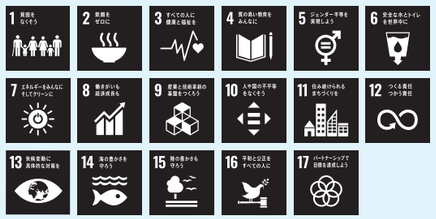
④ 
©UNICEF/UNI197042/Garten

## SDGsとユニセフ

貧困、不平等、環境破壊…人類が直面する危機を乗り越えようと2015年に国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」。17個の目標が有名なSDGsですが、これは英語版で計35ページにわたる文書「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」の一部です。この文書の前文と宣言には、**「すべての人間の権利が守られ、地球を破壊から守り、豊かな暮らしを築き、平和を実現し、地球規模で協力し合う世界を目指す」**と明記され、世界は、全員参加で**「だれひとり、取り残さない」**社会を実現することを誓いました。

SDGsの達成のためには、今を生きる子どもたちがその権利を守られ、それぞれが生まれもった可能性を十分に伸ばして成長できることが欠かせません。ユニセフの活動（左ページ参照）も、SDGsの多くの目標と深く関わっています。ユニセフを通して世界の課題を学び、自分に何ができるかを考え、行動につなげていただければ幸いです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



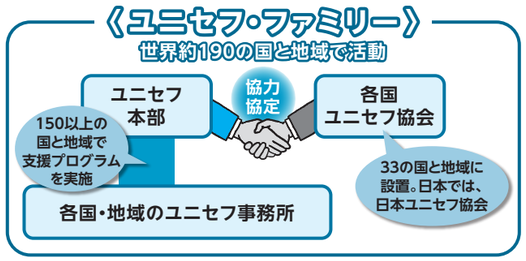
子ども向けSDGs学習サイトがあります。ご活用ください。

持続可能な世界への第一歩
**SDGs CLUB**
www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/

▶▶▶ P.25

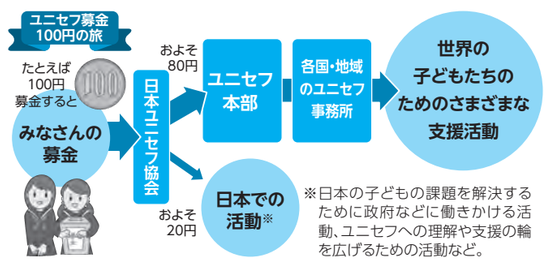
## 大きなユニセフ・ファミリー

ユニセフが支援活動をしている国や地域には、現地事務所や地域事務所があり、その国の政府と一緒に活動しています。一方、ユニセフの支援を卒業した日本などの先進工業国には、民間でユニセフを代表するユニセフ協会があり、ユニセフの活動を支える募金活動や広報活動などを担っています。こうして、現在、ユニセフは約190の国と地域において活動をしているのです。




## 日本ユニセフ協会の活動

日本ユニセフ協会は、個人のみなさん、団体や企業、自治体、報道機関や学校のみなさんから、ユニセフへの募金をおあずかりしてユニセフ本部へ届けています。また、ユニセフの活動や、世界の子どもたちの状況などについて日本国内でお伝えしたり、子どもの課題を解決するために政府などに働きかけたりしています。




※日本の子どもの課題を解決するために政府などに働きかける活動、ユニセフへの理解や支援の輪を広げるための活動など。

# 「子どもの権利条約」ってなぁに

**ユニセフの活動の基盤である「子どもの権利条約」は、1989年に国連で採択されました。すべての子どもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約で、日本の子どもたちにとっても、とても大切な条約です。**




「子どもの権利条約」は、18歳未満の子どもを権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めています。また同時に、おとなへと成長する過程において、子どもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。条約は、前文と本文54条からなり、子どもの生存・発達・保護・参加などに関わる様々な権利を具体的に定めています。




## 子どもの権利条約 4つの原則

「子どもの権利条約」には次の4つの原則があります。子どもたちの権利を考えるときには、常にこの4つの原則を忘れないことが大切です。




### 生命、生存および発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



### 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考えます。



### 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



### 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



## 人権の歴史と子どもの権利条約ができるまで

「人権」という考え方が生まれたのは18世紀にさかのぼりますが、国際社会で基本的人権や自由を尊重することの大切さが広く考えられるようになり、取り組まれるようになったのは、第二次世界大戦後のことです。

世界の人々に大きな苦しみと悲しみをもたらした世界大戦。その反省から戦後まもなく創設された国際連合において1948年に採択された「世界人権宣言」は、すべての人が生まれながらに基本的人権をもっていることを、初めて公式に認めた宣言です。この「世界人権宣言」自体は法的な効力をもたないものですが、その後、国連や国際社会はこの宣言が目指す社会を実現していくために、国際的な法律である条約を整えてきました。たとえば、1965年には「人種差別撤廃条約」、1979年には「女子差別撤廃条約」が採択されました。

同時に、社会で弱い立場に立たされている子どもたちの状況も、世界で注目されるようになっていきます。1959年、国連総会において「児童の権利に関する宣言」が採択され、子どもの権利が国際文書として明文化されました。その後「国際児童年」と定められた1979年頃から、子どもの基本的人権を包括的に保障するための枠組み作りが本格化。1989年の第44回国連総会にて「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、1990年に発効しました。

日本は、1994年にこの「子どもの権利条約」を批准しました。現在、全世界で196の国と地域が締約する、世界でもっとも広まった人権条約となっています。

子どもの権利条約採択後には、3つの「選択議定書」がつくられています。
選択議定書とは、新たな内容の追加や補強が必要なときに作られる文書で条約と同じ効力をもっています。

- 武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書（2000年採択、2002年発効）
- 子どもの売買、買春および児童ポルノに関する選択議定書（2000年採択、2002年発効）
- 通報手続きに関する選択議定書（2011年採択、2014年発効）




## 子どもの権利条約1～40条（日本ユニセフ協会抄訳）

※「子どもの権利条約」は全体で54条ありますが、日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、子どもにわかりやすい抄訳として公開しています。

**第1条 子どもの定義**
18歳になっていない人を子どもとします。

**第2条 差別の禁止**
すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。

**第3条 子どもにもっともよいことを**
子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

**第4条 国の義務**
国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。

**第5条 親の指導を尊重**
親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。

**第6条 生きる権利・育つ権利**
すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

**第7条 名前・国籍をもつ権利**
子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。
子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

**第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利**
国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。

**第9条 親と引き離されない権利**
子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。

**第10条 別々の国にいる親と会える権利**
国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。

**第11条 よその国に連れさられない権利**
国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。

**第12条 意見を表す権利**
子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

**第13条 表現の自由**
子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

**第14条 思想・良心・宗教の自由**
子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。

**第15条 結社・集会の自由**
子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。

**第16条 プライバシー・名誉の保護**
子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。

**第17条 適切な情報の入手**
子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

**第18条 子どもの養育はまず親に責任**
子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。

**第19条 あらゆる暴力からの保護**
どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

**第20条 家庭を奪われた子どもの保護**
家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

**第21条 養子縁組**
子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。

**第22条 難民の子ども**
自分の国の政府からのはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。

**第23条 障がいのある子ども**
心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。

**第24条 健康・医療への権利**
子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

**第25条 施設に入っている子ども**
施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。

**第26条 社会保障を受ける権利**
子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

**第27条 生活水準の確保**
子どもは、心やからだがすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

**第28条 教育を受ける権利**
子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

**第29条 教育の目的**
教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。

**第30条 少数民族・先住民の子ども**
少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。

**第31条 休み、遊ぶ権利**
子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

**第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護**
子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

**第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護**
国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。

**第34条 性的搾取からの保護**
国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。

**第35条 誘拐・売買からの保護**
国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

**第36条 あらゆる搾取からの保護**
国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。

**第37条 拷問・死刑の禁止**
どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。

**第38条 戦争からの保護**
国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

**第39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰**
虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。

**第40条 子どもに関する司法**
罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。

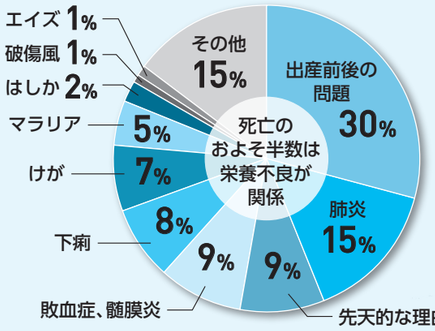
子どもの権利条約に関する教材・資料のご紹介 ▸▸▸ P.26　子どもの権利が守られた学校・園づくり ▸▸▸ P.21

# 世界の子どもたちは、いま

## 数字で見る世界の子どもたち

### 5歳をむかえる前に命をうしなう子どもは年間500万人*1

子どもたちが命をうしなう原因*2
（割合は四捨五入しているため、100%にならない場合があります。）




予防や治療ができる原因で、多くの子どもたちが命をうしなっていることがわかります。

世界の5歳未満児の22%

### 1億4,920万人の5歳未満の子どもが、栄養が足りず成長がさまたげられている*3

### 児童労働を強いられている5〜17歳の子ども 1億6,000万人*4



インド。レンガ作りの仕事をするダルベシュくん（15歳）。仕事をするために、両親と引っ越してきました。
© UNICEF/UN0392589/Kolari

これまで減少傾向にあり、2016年には1億5,200万人でしたが、新型コロナウイルスの影響を受け増加に転じました。

### 小学校に通うはずの年齢にもかかわらず小学校に通えていない子ども 6,700万人*5



フィリピン。台風で教室が破壊された、仮設の教室で学ぶ子どもたち。ユニセフの支援で、学用品がつまった「箱の中の学校」が届けられました。
© UNICEF/UN0638519/

### 池や川の水（地表水）を未処理のまま使わざるを得ない人 1億2,200万人*6



マダガスカル。かつては川があった地帯で、わずかに残った水をくむ女性。干ばつの影響で作物が育たず、食料不足が深刻な問題となっています。
© UNICEF/UN0685906/Andrianantenaina

*1 Levels and Trands in Child Mortality 2022
*2 Levels and Trands in Child Mortality 2019
*3 UNICEF-WHO-The World Bank Joint Child Malnutrition Estimates-2021 edition
*4 Child Labour: Global estimates 2020, trends and the road forward
*5 UNESCO Fact Sheet no. 62 September 2022
*6 Progress on household drinking water and sanitation and hygiene 2000 – 2020

### ウクライナ
**「これがぼくの家だなんて…」**
**ダニーロくん 12歳**

2022年2月に激化したウクライナ紛争。ウクライナの子どもの3分の2が国内外で避難生活をおくっています。戦闘が続くなか、ダニーロくんは1カ月自宅にとどまり続けました。ダニーロくんとおばあさんが避難した3日後、自宅が攻撃を受けました。一人で町にのこったお母さんはけがを負い、入院しています。



破壊された自宅を訪れるダニーロくん
© UNICEF/UN0633382/Gilbertso

### アフガニスタン
**「娘をうばわれそうになったその日、張りさける思いでした」**
**児童婚の危機に直面したファハナさんの父親**

2021年の政変以降、生活に必要なさまざまなサービスが停止や縮小に追い込まれ、失業や食料難が全土に拡大しています。国内避難民キャンプで暮らすカリムさんは失業から借金をかかえ、お金と引きかえに5歳の娘、ファハナさんを嫁がせる契約をしてしまいます。カリムさん一家はユニセフの支援でファハナさんをうばわれずにすみましたが、アフガニスタンでは児童婚をはじめ、女性や女の子を取り巻く問題が深刻になっています。現状、女子の中等以上の教育が禁止され、100万人以上の女の子が教育を受けられずにいます。



お絵描きをするファハナさん、5歳。
© UNICEF/UN0597101/Bidel

### パキスタン
**洪水**

2022年8月、数週間にわたって記録的な大雨が降り、パキスタンの4州のうち3州で大規模な洪水が起こりました。蚊が大量発生し、汚れた水による病気も広がっています。960万人の子どもを含む、推定2,060万人が人道支援を必要としています。

### 中東
**長期化する紛争**

中東では、最も長く続く紛争が複数存在しています。シリアでは約12年にわたる紛争により、650万人以上の子どもたちが支援を必要としています。イエメンは世界最悪の人道危機をかかえており、国内のほぼすべての子どもたちが支援に頼っています。さらに、ウクライナでの紛争の影響もかさなり、物の値段が上がり、貧困が一層深刻化しています。

### 中米
**移動する子どもたち**

2022年1月から10月までの間に、3万2,488人の子どもが米国をめざしてダリエン地峡を渡りました。ダリエン地峡はコロンビアとパナマを隔てるジャングルで、北米を目指す移民にとって最も危険な場所の一つです。この地帯を徒歩で横断する子どもの数は、2022年に過去最高となり、おとなのつきそいがない子どもの数も増えています。

■ ユニセフが活動している国や地域
● ユニセフ協会が活動している国や地域

### モルディブ
**「白い砂浜を取りもどすまで」**
**ファティマスさん 15歳**

「高潮が起きると、靴と靴下を脱いでスクールバッグに入れるんです。教室にたどり着くまで、水の中を歩かなくてはならないから」と話すファティマスさん。ファティマスさんの学校は海岸のすぐ近くにあり、高潮が起きると校庭が水浸しになってしまいます。モルディブの陸地の海抜は平均1.5メートルと低く、3分の2近くの島々で海面上昇が深刻な問題となっています。ファティマスさんは将来、海外線浸食をとめるために、力を尽くそうと決意しています。「希望を捨てることはできません。白い砂浜を取り戻すまで、私たちは全力で問題解決に取り組んでいきます」



学校の目の前のビーチに立つファティマスさん
© UNICEF/UN0543151/Faheem

### バングラデシュ
**「働かなくてすむなら、もっと勉強できるのに」**
**イムランくん 11歳**

イムランくんは紙のリサイクル店で働いています。新型コロナウイルスの流行で両親は職をうしない、イムランくんの学校も休校になりました。「いまは、朝7時に起きて、9時から夜の10時まで働いています。一緒に働いている人たちは、ぼくによくしてくれるけれど、働きたくはありません。ぼくと同じ年齢でこのお店で働いている子はほかにいません」



紙のリサイクル店で働くイムランくん
© UNICEF/UN0574417/Mawa

### ソマリア
**「息子はお腹をすかせていましたが、食べ物がありませんでした」**

「アフリカの角」と呼ばれるソマリア、エチオピア、ケニアなどを含む広い地域がいま、過去40年間で最悪の干ばつに見舞われています。干ばつで水や食料不足が続くなか、ファツマさん一家は3日間かけて国内の避難民キャンプへ避難してきました。しかし、到着した翌日に、10歳の息子が亡くなりました。「息子はお腹をすかせていましたが、食べさせられるものがありませんでした。家畜も命を落とし、井戸は干あがっています。人びとはここで食べ物を探しています。」と話すファツマさん。ソマリアでは今も続く干ばつと国内の各地で続く紛争の影響で、人口の4分の1が緊急の食料支援を必要としています。



国内避難民キャンプで生活するファツマさんと子どもたち
© UNICEF/UN0723457/Giri

募金活動をしたい

# 03 学校やイベントで募金活動をする

ユニセフ募金は、世界の同じ世代の仲間たちのために、児童・生徒のみなさんが参加できる大切な活動のひとつです。募金活動を通じて、多くの人たちに世界の子どもたちが直面する課題を知ってもらったり、活動に共感してもらったりできれば、協力の輪が広がります。

## 校内・校外での募金活動

- 校内で活動する場合にも、**保護者や地域の方々にもご理解いただき、協力してもらえるような働きかけ**を考えてみましょう。
- 校外に出て一般の方々に協力を呼びかける**街頭募金活動**は、大きな協力を集められるだけでなく、多くの学びにつながる方法です。▸▸▸ P.11「街頭募金活動をする」
- **募金箱や呼びかけポスター、ありがとうチラシなどの活動ツール**を工夫して作るとモチベーションが高まります。
- 『○○（支援物資）△個分の募金＊＊＊＊円を目標に呼びかけよう』など、**目標を決めて取り組む**と、成果がわかりやすくなり、活動の振り返りや報告にも役立ちます。▸▸▸ P.14「支援ギフト」
- 運動会、学習発表会などの催事の際に活動することも効果的です。

### Tip! オリジナルグッズの販売を通して、ユニセフ募金に取り組みました!





私たちは学校の文化祭で、Tシャツ・パーカーなどのオリジナルグッズを作成、販売し、募金活動を行いました。オリジナルグッズは、“Rebirth”をテーマに、様々な国で起こっている問題が解決し、より良い世界に生まれ変わってほしい。という思いで、自分たちで1からデザインを考え、作成しました。オリジナルグッズを購入してくださった方々、また、販売にいたるまで協力してくれた仲間や先生に感謝し、募金したお金が一人でも多くの方の役に立つことを願っています。

リンデンホールスクール中高学部（福岡県）

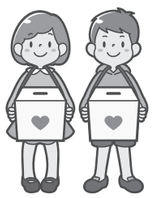
## バザー、フリーマーケットなど物販を通じて

**中古品や未使用品、地域の特産品、自分たちで育てた農産物や工夫して作ったものなどを売る**バザーやフリーマーケットを開いてみましょう。売り上げをユニセフに寄付することを伝えながら活動します。募金箱を置いてみたり、学習の成果を展示したりしながら実施することも効果的です。外部からの訪問者が多い**文化祭・学園祭**は、こうした活動の絶好の機会になります。▸▸▸ P.10「文化祭ユニセフセット」

## リサイクル活動と連携して

**缶やびん、ペットボトル、古新聞、ダンボール、牛乳パック、インクカートリッジ**など、リサイクル事業者が対価を払って引き取ってくれる場合がありますので、売り上げを募金にすることができます。**書き損じはがきや未使用の切手**は郵便局で1枚5円の手数料で新しいはがきや切手に交換することができます。新しいはがきや切手を周囲の方や取扱店で買い取ってもらえれば、その代金を募金にすることができます。

## PTA活動と連携して



PTAで行われているバザーやお楽しみ会等、さまざまな活動をユニセフ支援につなげてみませんか。募金活動の前に、家庭教育学級や親子教室、講演会でユニセフ教室（▸▸▸ P.19「講師派遣・オンライン授業」）を開催するなど、児童・生徒、地域が一緒になって、世界の子どもたちの幸せや世界の課題に目を向けるきっかけにもなります。



送信先：（公財）日本ユニセフ協会　行
FAX：03-5789-2034　TEL：03-5789-2014　Eメール：se-jcu@unicef.or.jp

＜申込日　　年　　月　　日＞

# 文化祭ユニセフセット 申込用紙

## 文化祭・学園祭をユニセフ協力の機会に!

**思いを伝え、協力を広げる絶好のチャンス！**

文化祭・学園祭は、みなさんが学習したり、考えたりしてきたことを多くの人に伝えられる良い機会です。
楽しい模擬店の活動も、売り上げが寄付となり世界の子どもたちの笑顔につながるとしたら、もっと多くの方と幅広い交流が生まれそうです。チャリティコンサートを開いたり、お芝居を披露したり、みなさんのさまざまな才能を生かして支援につなげることもできます。
今年の文化祭・学園祭をユニセフ色に彩って、世界の子どもたちとつながる機会にしてみませんか?

**活動に取り組むみなさんを応援 !!**

### 文化祭ユニセフセットをご活用ください

文化祭・学園祭の機会にユニセフ募金活動をしてくださるみなさんに、使いやすいポスターや募金箱をセットにして、無料（資料実費・送料ともに）でご提供いたします。
※文化祭・学園祭以外でもお使いいただけます

**文化祭ユニセフセット基本内容**

- 募金呼びかけポスター　3種類　各1枚
- 募金箱（厚紙製・組み立て式）　2箱
- ポスターセット「ユニセフってなぁに?」1セット
- 配布チラシ　100枚

ユニセフの活動や世界の子どもたちが直面する課題が10枚のポスターで描かれています。▸▸▸ P.27




募金呼びかけポスター3種類
募金箱
配布チラシ
※写真はイメージです

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学校 / 園名 | | | |
| ご担当者名（職） | （　　） | | |
| ご住所 | 〒　　ー<br>都・道<br>府・県 | | |
| 電　話 | （　　） | FAX | （　　） |
| Eメール | | | |
| 活動日 | | | |
| 活動される方<br>主な活動予定内容 | | | |
| ご要望等 | ※上記セット内容の資料の部数の変更や、追加の資料をご希望の場合は、こちらに資料名と希望部数をお書きください<br>※1週間ほどでお届けします | | |

# 03 街頭募金活動をする



校外に出て一般の方に募金の協力を呼びかける街頭募金活動には、多くの学びがあります。必要な手続きを取り、安全に配慮すれば、それほど難しい活動ではありません。ぜひ、ご検討ください。

※新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、安全に十分配慮してご検討ください。

自分たちは良いことをやっていると思って募金を呼びかけるのに、思ったように募金を入れてもらえなかったり、逆に地域の方があたたかい言葉をかけてくださったり。募金活動の主体となることで、活動を自分ごととしてとらえられる、自分の殻をやぶって人と関わることができる、社会のさまざまな人の考えを知る、といったさまざまな発見・経験がありました。

（街頭募金を経験された先生）

## 街頭募金の進め方

**1 「街頭募金実施計画書・申請依頼書」（右ページ）に記入し、FAXまたはメールでお送りください。**

**2 敷地利用申請など、活動の場所に応じて、必要な申請を行います。**

**・駅で実施する場合**

鉄道（駅）の敷地を使用する場合には、駅に「駅敷地使用許可申請」が必要です。
東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県の鉄道においては、日本ユニセフ協会が書類のとりまとめ窓口となり、各鉄道会社に手続きをしています。手続きに時間がかかるため、右表の通り、**実施日の2カ月前の月初めまで**に1の依頼書をお送りください。上記の都県以外の鉄道駅については、各学校から直接、駅にお問い合わせのうえ、ご申請をお願いいたします。

| 募金活動月と申請締切 | |
|---|---|
| 1月 | 前年の11月15日必着 |
| 2月 | 前年の12月15日必着 |
| 3月 | 1月15日必着 |
| 4月 | 2月15日必着 |
| 5月 | 3月15日必着 |
| 6月 | 4月15日必着 |
| 7月 | 5月15日必着 |
| 8月 | 6月15日必着 |
| 9月 | 7月15日必着 |
| 10月 | 8月15日必着 |
| 11月 | 9月15日必着 |
| 12月 | 10月15日必着 |

**・公道の場合**

駅前ロータリーなど公道を利用する場合には、学校から警察に「道路使用許可申請」を行ってください。

**・店舗の場合**

店舗内あるいは店舗の敷地内を利用したい場合には、各店舗の許可を得てください。







**3 当協会から募金活動用のツールが届きます。**

工夫して手作りした募金箱やポスターを加えると、みなさんのメッセージが伝わりやすくなります。

**4 街頭募金活動当日**

活動は、校長先生の許可のもと、各校の責任において実施してください。街頭募金活動は、児童・生徒のみなさんだけでは行わず、必ず先生または保護者の方と一緒に行ってください。通行を妨げない、点字ブロックの上で行わない、などにも注意してください。また学校名を名乗るなど、学校の活動として実施していることを伝えましょう。
実りある活動が安全に実施できるよう、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

**5 送金と報告**

募金は、巻末の振込用紙を使用し、郵便局からご送金ください。
後日、掲示板や学校新聞、ホームページなどを通じて、ご協力くださったみなさまへ募金額の報告やお礼を伝えてみましょう。
また、We Support UNICEF賞 ▶▶▶ P.15 の申し込みなどを通じて、募金活動のようすや活動を通して感じたことなどを日本ユニセフ協会にもお知らせくださいますと幸いです。

### 募金活動のヒント

いくらでどんなことができるかを具体的に伝えてみましょう。
また、活動でどれくらいの支援を目標にするか決めて、みんなでその目標に向けて呼びかけてみましょう。

例
- 「あなたの100円が子どもたちをポリオから守るワクチン〇回分になります!」
- 「〇〇〇円の募金を集めて、世界の子どもたちに栄養治療食〇〇袋を届けたいと思います!」

※支援物資を選んで募金ができる**「ユニセフ支援ギフト」** ▶▶▶ P.14 もチェック!



送信先：日本ユニセフ協会　学校事業部　行

**FAX：03-5789-2034**　TEL：03-5789-2014　Eメール：se-jcu@unicef.or.jp

＜申請日　　年　　月　　日＞

# 街頭募金実施計画書・申請依頼書

**街頭募金実施場所**

□ 駅敷地

※東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県内の駅については日本ユニセフ協会でまとめて申請します。

| 実施駅 | 実施日時 | 参加人数 |
|---|---|---|
| 線　駅　□ | 年　月　日　曜日<br>時　分 ～　時　分 | 生徒：　名<br>同伴：　名 |
| 線　駅　□ | 年　月　日　曜日<br>時　分 ～　時　分 | 生徒：　名<br>同伴：　名 |
| 線　駅　□ | 年　月　日　曜日<br>時　分 ～　時　分 | 生徒：　名<br>同伴：　名 |

□その他の公道（駅周辺）・店舗（店舗名・所在地）・その他（公園等）実施予定地

| 実施場所 | 実施日時 | 参加人数 |
|---|---|---|
| | 年　月　日　曜日<br>時　分 ～　時　分 | 生徒：　名<br>同伴：　名 |
| | 年　月　日　曜日<br>時　分 ～　時　分 | 生徒：　名<br>同伴：　名 |
| | 年　月　日　曜日<br>時　分 ～　時　分 | 生徒：　名<br>同伴：　名 |

□公道で実施される予定で、警察署への「道路使用許可申請に伴う手数料の減免のお願い」が必要な場合はチェックを入れてください。

**学校情報**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学校 / 園名 | | | 印 |
| 学校長 / 園長名 | | | |
| ご担当者名（職） | （　　） | | |
| ご住所 | 〒　　ー<br>都・道<br>府・県 | | |
| Eメール | | | |
| 電　話 | （　　） | FAX | （　　） |

**資料請求**

□厚紙製募金箱 _____個　※募金箱は手作りしていただいても構いません。
□振込用紙 _____枚
□ポスター _____枚
□配布用チラシ _____枚
□その他（　　）




※この用紙は日本ユニセフ協会が使用するものであり、駅等に直接申請をされる場合にはご利用になれません。

# 03 募金の種類

「通常募金（ユニセフ募金）」のほか、「緊急・復興募金」「支援ギフト」など、支援先を選べる募金も受け付けています。ユニセフ募金活動を計画する際には、どんな目的のために実施するかを考え、「世界の子どもたちのために」「紛争の影響を受けている子どもたちのために」など呼びかけの文言も合わせて考えてみましょう。

## 通常募金（ユニセフ募金）



世界の子どもたちのために！
ご協力をお願いします！

ユニセフに使途をお任せいただく募金です。ユニセフ（UNICEF:国際連合児童基金）とユニセフ協会（国内委員会）は、すべての子どもの命と権利を守るため、最も支援の届きにくい子どもたちを最優先に、約190の国と地域で活動しています。



© UNICEF/UNI78184/Siddique

## 緊急・復興募金



紛争の影響を受けている
子どもたちのために！

災害や紛争などの非常事態下の子どもたちへの緊急・復興支援のための募金です。2023年3月現在、受け付けている緊急募金は**「ウクライナ緊急募金」「自然災害緊急募金」「シリア緊急募金」「アフリカ栄養危機緊急募金」「ロヒンギャ難民緊急募金」「人道危機緊急募金」**の6つですが、募金の性質上、終了することがございますので、活動前に必ず最新の情報をホームページでご確認ください。
※トルコ・シリア地震は「自然災害緊急募金」で受付中です。（2023年2月現在）

緊急支援情報

「緊急支援情報」www.unicef.or.jp/kinkyu/

※ご送金の際、振込用紙の通信欄に緊急募金名（**「ウクライナ」「自然災害」**など）をご記入ください。



© UNICEF/UN0264879/al Mussawir - Ramzi Haidar

## 分野・地域指定募金



マダガスカルの人たちに
安全な水と清潔なトイレを!

特定の活動分野や地域を指定して支援する募金です。2023年3月現在、**「マダガスカル水と衛生募金」**を受け付けています。終了することがございますので、活動前に必ず最新の情報をホームページでご確認ください。

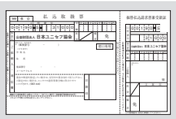
マダガスカル水と衛生募金

「マダガスカル水と衛生募金」www.unicef.or.jp/cooperate/madagascar/

※ご送金の際、振込用紙の通信欄に指定募金名（**「マダガスカル水と衛生」**）をご記入ください。



© UNICEF/UN0267014/Raoelison



集まりました募金は本冊子に綴じ込みの振込用紙をご利用のうえ、郵便局からご送金ください。ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの振込用紙でもご送金いただけます。窓口扱いの場合のみ、手数料免除となります。記入方法については、P.31をご参照ください。（▶▶▶ P.31「募金の送金方法」）

## 支援ギフト



緊急事態下でも使える生徒40人分の学用品が
入った「箱の中の学校」を届けるために!

カタログの中から、ワクチンや教育セット、栄養治療食などの支援物資を指定して募金をお寄せいただく方法です。（※国は指定できません）「ポリオワクチン○○人分の募金を集めよう!」など、より明確な目標を立てて募金活動を企画することができます。▶▶▶ P.14「ユニセフ支援ギフト」



箱の中の学校（スクール・イン・ア・ボックス）
© 日本ユニセフ協会



送信先：（公財）日本ユニセフ協会　行
FAX：03-5789-2034　TEL：03-5789-2014　Eメール：se-jcu@unicef.or.jp

＜申込日　　年　　月　　日＞

# ユニセフ支援ギフト 申込用紙

## 世界の子どもたちに支援物資をプレゼント!

保健・栄養・水・教育・緊急など、さまざまな分野の支援物資をカタログから選んで支援することができます（右の二次元バーコード、URL参照）。募金活動を始める前に児童・生徒のみなさんとギフトを選んで、目標額を決めてから募金活動に取り組んでみませんか。

**支援ギフトのカタログを見てみよう！**
www.unicef.or.jp/kodomo/kyoroku/ky_bod5.html

ユニセフ支援ギフト

※国・地域は指定できません。
※左に示した例の価格は2023年4月現在のものです。物資・価格は変わることがあります。
※支援ギフトは輸送費用も価格に含まれているため、同じ支援物資でも、その他の資料に掲載されているものと価格が異なります。

**選ぶことのできる支援物資例**

- 経口ポリオワクチン……140 回分　4,000 円
- 浄水剤　…… 1 万錠　5,000 円
- 栄養治療食　……120 包　7,800 円
- 箱の中の学校　…1 セット 40 人分　32,000 円



©UNICEF/UNI146341/Ose

©UNICEF/UN0298242/

①募金活動終了後、この「ユニセフ支援ギフト申込用紙」を記入し、当協会にお送りください。
②金額が印字されたゆうちょ銀行の振込用紙をお届けします。
③届いた専用振込用紙を使って募金をご送金ください。




© UNICEF/UNI199231/Foucher

| | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ | | | |
| 学校名・園名 | | | |
| ご住所 | 〒　　ー<br>都　道<br>府　県 | | |
| 電　話 | （　　） | FAX | （　　） |
| Eメール | ※「支援ギフト事業」の年次報告はEメールでお届けします。 | | |
| ご担当者名 | | | |

**申し込む支援ギフト**

| ギフト名 | セット数 | 合計金額 | ギフト名 | セット数 | 合計金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | セット | 円 | | セット | 円 |
| | セット | 円 | | セット | 円 |
| | セット | 円 | | セット | 円 |

★上記支援ギフトと合わせて、通常のユニセフ募金にご協力いただける場合は、その金額をお書きください。
集まった募金から支援ギフトの価格を引いた端数をユニセフ募金としていただくことも可能です。

**ユニセフ募金**　　円

活動を終えてから

# 04 We Support UNICEF賞

**活動終了後には、ぜひ活動を振り返る機会をつくりましょう。**
**また、お世話になった方、募金にご協力くださった方に対して、報告とお礼をしましょう。**
**募金の送金方法は▶▶▶ P.31をご参照ください。**

- 活動して良かったこと、反省点、また、感じたこと、考えたことなどを、みんなで話し合いましょう。



- 学校新聞など広報紙や学校のホームページに、集まった募金額の報告や募金活動を実施しての 感想などを掲載しましょう。




- お世話になった方にお手紙やお礼状を書きましょう。



- 活動の経験、反省や教訓などをまとめて、後輩に引き 継げるようにしましょう。



## We Support UNICEF賞をご活用ください

ユニセフ学校募金活動を実施したうえでお申し込みをいただいた学校・園にWe Support UNICEF賞をお贈りしています。お申し込みいただくと、賞状と記念のステッカー、ホームページ用のWe Support UNICEFバナーをお贈りいたします。一生懸命活動された児童や生徒のみなさんへのフィードバックにお役立ていただけましたら幸いです。



ステッカー



賞状

## 2023年度「We Support UNICEF賞」の贈呈について

- **募集期間：** **2023年4月1日～2024年3月31日**（申込用紙記載日）
- **賞の対象：** 以下の条件に該当し、お申し込みをいただいた学校・園すべてにお贈りします。
  - ・児童や生徒が参加するかたちでユニセフ学校募金活動に取り組まれた学校
  - ・すべての校種（幼稚園・保育園を含む）が対象となります
  - ・PTAなどが活動主体となるかたちも可です
  - ・学校全体、クラス、委員会、クラブなど、活動単位も問いません
- **お贈りするもの：** 賞状、We Support UNICEFステッカー、We Support UNICEFバナー（ホームページ用）
- **お申し込み方法：** 右の申込用紙に必要事項を記入し、FAX、メールあるいは郵便にて以下へお送りください。受付・確認後、およそ1カ月程度でお送りいたします。

- **申し込み先** **日本ユニセフ協会　学校事業部**
  FAX 03-5789-2034　Eメール se-jcu@unicef.or.jp
  住所 〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス

## ■ 活動報告をお寄せください

賞のお申し込みと同時に、活動のようすや児童・生徒のみなさんの声、先生方の感想などを差し支えない範囲でぜひ、お知らせください。活動事例は、事前確認のうえ、当協会の媒体でご紹介させていただくことがあります。



送信先：日本ユニセフ協会　学校事業部　行
**FAX：03-5789-2034** TEL：03-5789-2014　Eメール：se-jcu@unicef.or.jp

＜申込日　　年　　月　　日＞

# We Support UNICEF 賞 申込用紙

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学校 / 園名 | | | |
| 学校長 / 園長名 | | | |
| ご担当者名（職） | （　　） | | |
| 賞状に記載するお宛名の希望 | ※記載のない場合は、学校・園名で発行いたします。 | | |
| ご住所 | 〒　　－<br>都・道<br>府・県 | | |
| 電話 | （　　） | FAX | （　　） |
| Eメール | | | |

実施された活動について、差し支えない範囲でお知らせください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 活動された方 | | 人数 | |
| 活動日時 / 期間 | | | |
| 主な活動場所 | | | |
| 募金額 | 円　（送金日　　年　　月　　日） | | |

**活動内容について**
概要や児童・生徒の皆さんの声・感想、先生の講評など、ぜひお聞かせください

**写真や関連資料等ございましたら、こちらと合わせてメール等でお送りいただけますと幸いです。**
お寄せいただいた活動事例を当協会媒体（ウェブサイト・資料等）にてご紹介しても構いませんか?（　はい　・　いいえ　）
We Support UNICEF賞ウェブサイトの「贈呈校一覧」に、学校（園）名を掲載してもよろしいですか?（　はい　・　いいえ　）
※贈呈校一覧の校（園）名から学校（園）ホームページや活動報告ページをリンクすることができます。
　ご希望のリンク先URLをご記入ください。（URL:　　）

修学旅行・社会科見学でユニセフハウスを訪問したい

# 05 ユニセフハウス展示見学

## 展示スペースが20年ぶりにリニューアルオープン！

世界の子どもたちの現状とユニセフの活動を伝える展示施設ユニセフハウスが、約20年ぶりにリニューアルオープンしました。新しい展示は、「世界の子どもと出会う場所」をコンセプトに、3つのゾーンを通じて、世界の多様な環境に生きる子どもたちのようすや、子どもたちが直面する課題、ユニセフの活動、また、SDGsや「子どもの権利条約」などについて学ぶことができる構成となっています。無料のガイドツアー（予約制）もございます。
SDGs学習や修学旅行にぜひご活用ください。

展示スペースのようすや開館日などのご案内はウェブサイトからご確認いただけます。
www.unicefhouse.jp
ユニセフハウス で 検索





## ユニセフハウス開館日時

月曜日～金曜日、第2・第4土曜日（祝祭日、年末年始を除く）
10:00～17:00
※開館日時の変更をすることがあります。最新の情報はウェブサイトでご確認ください。

## ガイドツアー予約について

**ガイドツアー実施時間（1日4回、各回90分）**
①10:00～11:30　②11:30～13:00
③13:00～14:30　④14:30～16:00
※16:00以降のご訪問についてはご相談ください

**ガイドツアーの内容**
・イントロダクション（約10分）
・展示スペースの見学（約70分）
・質疑応答、アンケートなど（約10分）




**ご予約方法**

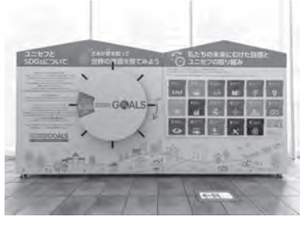
**Step.1** お電話（03-5789-2014）でご希望の日時、人数をご連絡ください。
予約状況を確認し、空いている場合は仮予約とさせていただきます。

**Step.2** 仮予約後、右ページの「ユニセフハウス訪問依頼書」をご記入のうえ、FAX（03-5789-2034）またはメール（se-jcu@unicef.or.jp）でお送りください。

**Step.3** ユニセフハウス訪問依頼書が届きましたら、「訪問確認書」をお送りいたします。
訪問確認書の貴校への到着をもって予約の確定となります。

※仮予約の前に訪問依頼書をお送りいただきませんようお願いいたします。
※ご予約キャンセルと人数変更はなるべく早くご連絡ください。

**ご注意**
・例年4～6月および10～11月は混み合います。早めのご予約をお願いいたします。
・駐車場はバス2台（車高3.5mまで）程度のスペースがありますが、予約はできません。
バスでお越しの際は事前にご連絡ください。
・館内でお食事はできません。
・訪問時に募金をお持ちくださる際は事前にご連絡ください。
当日お渡しできるお礼状をご用意いたします。
・その時間枠が学校での貸し切りとなる場合は、上限70名まで対応いたします。
学校事業部までご相談ください。
・展示スペースの写真撮影をすることはできますが、ビデオ撮影は原則ご遠慮いただいております。
特別な事情がある場合には学校事業部までご相談ください。






品川駅からユニセフハウスは徒歩7分




ボランティアによるガイドツアー（無料・要予約）



送信先：（公財）日本ユニセフ協会　学校事業部　行
**FAX：03-5789-2034**　TEL：03-5789-2014　Eメール：se-jcu@unicef.or.jp

# ユニセフハウス訪問依頼書

下記の通り、ユニセフハウス見学を申し込みます。

申込日：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学校／園名 | （フリガナ：　　） | | 印 |
| 学校／園長名 | | | |
| ご担当者名（職） | （　　） | | |
| ご住所 | 〒<br>都・道<br>府・県 | | |
| 電話 | （　　） | FAX | （　　） |
| Eメール | | | |

**ユニセフハウス訪問依頼内容**

| | | |
|---|---|---|
| 日　時 | 年　月　日（　）　時　分～　時　分<br>ガイド時間枠　① 10:00～11:30　② 11:30～13:00　③ 13:00～14:30　④ 14:30～16:00<br>※ 16:00 以降はご相談ください。 | |
| 訪問予定者<br>※受入可能人数は日時によって変わります。 | 教員 | 名 |
| | 児童・生徒・学生　※（　　）年生 | 名 |
| | その他 | 名 |
| 目　的 | □ 展示見学　□ 下見見学（実地踏査）　□ 募金贈呈　□ 学習資料収集 | |
| 今後の取り組み | ※今回の訪問を機に、学校・園でどのような活動、取り組みをお考えですか。また、訪問前に事前学習をされている場合はその内容をお知らせください。 | |
| 特記事項 | | |
| ユニセフハウスまでの交通手段 | □鉄道（JR 線・京浜急行・都営浅草線）　□バス（大型　　台・中型　　台） | |

| アンケート |
|---|
| これまで、貴校・園で当協会の講師派遣や資料、視聴覚ライブラリーを活用したことはありますか？ |
| これまで、貴校・園でユニセフの募金活動に取り組んだことはありますか？ |

※本「訪問依頼書」を受領後に、周辺地図の入った「訪問確認書」を FAX/メールにてお送りいたします。

講演会や授業への講師派遣を利用したい

# 06 講師派遣・オンライン授業

ユニセフ学校募金などの活動をお考えの学校へ、当協会および全国27の道府県にある協定地域組織のスタッフ・ボランティアによる講師派遣を実施しております。総合的な学習の時間や、生徒会・児童会の特別活動、PTAの講演会、文化祭等のイベントにあわせて、世界の子どもたちやユニセフについての授業や講演会を企画してみませんか。
また、「児童会・生徒会メンバーなど少人数を対象にした活動前の事前学習を行いたい」、「近くに講師派遣をしてくれる協会がない」などの場合は、オンライン授業をご活用ください。

| | 講師派遣（ユニセフ教室・講演会） | オンライン授業 |
|---|---|---|
| |  |  |
| 授業内容 | 世界の子どもたちの現状やユニセフの支援について、映像や資料をまじえた授業を行っています。「SDGs（持続可能な開発目標）」や「紛争下の子ども」、「子どもの権利条約」など、特定のテーマの希望がある場合はその旨お伝えください。ユニセフと関連のあるテーマであれば、可能な範囲で対応いたします。また、水がめを使った水運びなど、体験学習も実施しております。 | |
| 授業時間 | **基本1コマ**<br>（ご要望に合わせて柔軟に対応いたします。オンラインは短時間も可） | |
| 人数 | **学年単位以上** | **少人数～全校** |
| 費用 | **・講師の交通費（往復）**<br>**・資料・使用する資材（水がめや蚊帳など）の往復送料** | **無料**<br>※ただし、水がめや蚊帳などの資材、資料をご希望の場合は送料がかかります。 |
| 準備 | パワーポイントを使用できるコンピューターやDVD再生機器、プロジェクター・スクリーン、マイク・スピーカー等 | オンラインミーティングツール（Zoom、Google Meet、Microsoft Teams、Cisco Webexなど）が使用できるパソコン環境（カメラ・マイク含む） |
| 申込方法 | • 「講師派遣・オンライン授業依頼書」（右ページ）を**<u>授業実施希望日の1カ月前</u>**までにお送りください。依頼書の受領後、担当スタッフから授業の内容や使用機材、資料、費用等についてご連絡、ご相談申し上げます。<br>• お近くの協定地域組織（地域にあるユニセフ協会）に直接お問い合わせ・お申し込みいただいても構いません。▶▶▶ P.30「協定地域組織」 | |
| その他 | • ご不明の点については、日本ユニセフ協会 学校事業部（TEL:03-5789-2014）までお問い合わせください。<br>• 近隣に協定地域組織がない県については、原則オンライン授業をお願いしております。<br>• **教職員対象の研修会（国際理解教育、人権教育、ESD、総合的な学習の時間、道徳、各教科の研修など）への講師派遣も、日本ユニセフ協会 学校事業部（TEL:03-5789-2014）までご相談ください。** | |



送信先：（公財）日本ユニセフ協会　学校事業部　行
**FAX：03-5789-2034** TEL：03-5789-2014　Eメール：se-jcu@unicef.or.jp

## 講師派遣・オンライン授業依頼書

下記の通り、（どちらかに○）講師派遣・オンライン授業 を申し込みます。

申込日：＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学校／園名 | | | 印 |
| 学校／園長名 | | | |
| ご担当者名（職） | （　　） | | |
| ご住所 | 〒<br>都・道<br>府・県 | | |
| 電話 | （　　） | FAX | （　　） |
| Eメール | | | |

■ 希望日時 ①　　年　月　日（　）　時　分～　時　分
②　　年　月　日（　）　時　分～　時　分
③　　年　月　日（　）　時　分～　時　分

■ 対象者（学年・人数）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■ 会 場：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■ 目的およびユニセフ教室後の活動（教育活動や教科の中での位置づけ）など：

■ 希望する内容：

■ 最寄駅から会場までの交通手段（オンライン授業ご希望の場合、Zoom、Google Meet など使用予定のアプリケーション、カメラの有無など）：

| アンケート |
|---|
| 1）今回のご依頼のきっかけについて、当てはまるものに☑をしてください。<br>□「ユニセフ活動の手引き」（冊子）を見て　□「ユニセフ活動の手引き」（Web）を見て<br>□ 毎年依頼している　□ 前任校でやっていた　□ 同僚からの紹介　□ その他（　　） |
| 2）これまで、貴校・園で当協会の講師派遣や資料、視聴覚ライブラリーを利用されたことはありますか? |
| 3）これまで、貴校・園でユニセフの募金活動に取り組んだことはありますか? |

ご確認のうえ、チェックをお願いします。

□ 講師の交通費と授業で使用する資材の送料（往復）のご負担をお願いします。

□ 希望日時は第 3 希望までご記入ください（原則、平日の 9 ～ 17 時）。ご希望の日時でお受けできない場合は、別途ご相談申し上げます。

# 07 子どもの権利が守られた学校・園づくり




## Child Rights Education（CRE）：子どもの権利を大切にする教育

子どもたちが一日の多くの時間を過ごし、学力だけでなく、心身の発達のためにも重要な役割を担う学校・園。ユニセフは、教育現場における子どもの権利の推進を目指し、世界各国で「Child Rights Education（CRE）：子どもの権利を大切にする教育」を提唱しています。
CREでは、教員と児童・生徒が共に「子どもの権利条約」を通して子どもたちのもつ権利について学び、子どもの権利が尊重された学びの環境を整えていきます。自身の権利に気づくとともに他者の権利を尊重することを学び、さらには地域社会や国際社会の課題解決に貢献する力を養うことを目指します。
日本においても、CREは子どもたちの自己肯定感の向上や多様性の尊重、また子どもたちの意見表明など、現在の日本の教育現場における様々な課題の解決に貢献できるものと考えています。

## ユニセフの提唱する「子どもの権利を大切にする教育」4つの側面

「Child Rights Education（CRE）：子どもの権利を大切にする教育」では、学校・園での教育活動のあらゆる場面において、子どもたちの権利を推進していきます。その取り組みは主に4つの側面で構成されています。

### ● 権利としての学び：だれもが教育を受ける権利をもつ

世界のどこに住んでいても、すべての子どもにあらゆる差別なく公平に教育を受ける権利があります。すべての子どもが質の高い義務教育を受けられること、またその後の成長過程においても学ぶ機会が与えられていることが、保障されていなければなりません。

### ● 権利についての学び：子どもの権利について理解を深める

学校での授業や活動の中で、「子どもの権利条約」を通して子どもの権利について学びます。
子どもたちは自らの権利について知ると同時に、他の子どもたちにも同じ権利があることに気づき、多様性を認めお互いを尊重しあう態度を身につけていきます。また、人権の学びを通しておとなにも権利があることを知り、おとなと子どもの相互尊重にもつながります。

### ● 権利を通しての学び：子どもの権利を尊重した学びの環境を整える

学校・園のあらゆる面で「子どもの権利条約」の精神を尊重した環境を整えていきます。
学校・園の設備がすべての子どもの権利を守っていること。指導法やカリキュラムが子どもたちの最善の利益を考慮していること。すべての子どもが差別や偏見、暴力から守られること。子どもたちの声に耳を傾けること。これらを実践していくことで、子どもたちは自らの権利と尊厳が守られた環境で学び、自己肯定感を育みながらその可能性を伸ばしていくことができます。

### ● 権利のための学び：社会に貢献する力を養う

子どもたちが自らの権利について学び、権利が尊重された環境で学ぶことは、他者の権利に目を向け行動する学びへとつながります。学校の枠を超えて地域社会や国際社会のために活動することで社会に貢献する力を培い、持続可能な社会の担い手としての成長につなげていきます。

### CREの樹を育てよう






## 子どもの権利が守られた学級づくり　「私たちの学級憲章」をつくってみよう

日本ユニセフ協会は、日本の学校・園において効果的に実践いただけるCREの具体的な取り組みとして、「子どもたちの権利が守られる学級憲章（学級目標）」づくりを提唱しています。新年度初めの学級目標づくりの過程に「子どもの権利」の視点を取り入れるこの活動は、先生も子どもたちも共に「子どもの権利条約」を通して子どもの権利について学ぶところから始まります。そして、一人一人の権利が大切にされる、みんなにとって過ごしやすく学びやすい学級をつくるために、自分たちにできることは何か、また権利を尊重するということはどんなことかなど、話し合いを重ねながら「学級憲章（学級目標）」としてまとめていきます。子どもたちが主体的に考え行動する力を養うとともに、自分だけでなく他者の権利にも目を向ける機会にもなります。みんなの尊厳が守られる、だれもが安心して過ごし成長できる学級づくりを目指します。
令和４年度には、この取り組みに賛同いただいた東京都西東京市立保谷小学校において4～6年生から1クラスずつが参加し、「子どもたちの権利を大切にする学級目標づくり」を実践してくださいました。そのプロセスと活動のようすを簡単にご紹介します。

### 1時間目　子どもの権利を知ろう

まず最初に、子どもの権利についての理解を深めます。「子どもの権利条約」条文のカードを見ながら、大切だと思う権利、守られていると思う権利や守られていないと思う権利の話し合いを通して、「子どもの権利条約」が定める具体的な権利について知り、自分たちとのつながりを考えます。




### 2時間目　大切な権利を選んでみよう

1時間目の子どもの権利についての学びをもとに、これからの一年間、一人一人の権利が大切にされるクラスをつくっていくためにはどの権利が特に大切か、いくつか条文を選びます。そして、どのようにみんなの権利を守っていくか条文のカードを見ながら具体的に話し合い、先生も子どもたちも共に考えていきます。



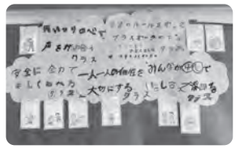

### 3時間目　学級目標を書いてみよう

これまでの話し合いの内容をふりかえりながら、2時間目の授業で選んだ「子どもの権利条約」の条文に沿って、目指すクラス像を学級目標としてまとめていきます。グループ毎に話し合いの内容を発表したり、みんなでアイデアを出し合いながら、学級目標に入れる言葉を紡ぎます。




### 4時間目　学級目標を掲示しよう

子どもの権利についての学びをもとにつくられた学級目標を、選んだ条文のカードと共に模造紙に描き、クラスのよく見えるところに掲示します。これからの一年間、学級目標をふりかえりながら、みんなの権利が大切にされる学級を目指して努力を重ねていきます。




保谷小学校での「子どもたちの権利が守られる学級目標づくり」の取り組みのようすは、下記の「ユニセフCRE実践記録 子どもの権利が守られた学級づくり「私たちの学級憲章」をつくってみよう！」で詳しくご覧いただけます。

## 関連資料の紹介

CREおよび「子どもの権利が守られる学級目標づくり」実践記録は下記のウェブサイト・資料にて詳しくご覧いただけます。郵送にて冊子をご希望の方は▶▶▶ P.28「ユニセフ資料申込用紙」の資料請求ページよりご請求ください。




先生方向けCREウェブサイト
www.unicef.or.jp/kodomo/cre/




ユニセフCRE
ハンドブック
「子どもの権利条約」を
学級経営に生かそう

左記
ウェブサイトから
PDFダウンロード
できます




ユニセフCRE実践記録
子どもの権利が守られた学級づくり
「私たちの学級憲章」をつくってみよう!

▶▶▶ P.26

さまざまな学びをサポート！

# 08 ユニセフの資料・ウェブサイト

世界で起きているさまざまな課題やその解決についての学習をサポートする資料を提供しています。
学校への資料送料は当協会で負担いたします。学校での各種の活動や教科の学習にご活用ください。

## 掲示資料（ポスターはいずれもB2サイズ 728x515mm）




**【テーマポスター】**（無料） 「すべての子どもに、□を。」と問いかけています。空欄に入る言葉を考えてみましょう。
（過去年度のポスターもご提供可能です）

**【壁新聞「ユニセフ学校通信」】**（無料）
秋季に「ユニセフ学校通信」をお送りしています。
毎年のテーマに沿って世界のいまを解説した壁新聞型資料です。

- 2022年ユニセフ学校通信
  「つながり合う世界～気候変動と子どもたち～」
- 2021年ユニセフ学校通信
  「SDGsの決意とめざす世界」
- 2020年ユニセフ学校通信
  「新型コロナウイルスと世界の子どもたち」
- 2019年ユニセフ学校通信
  「子どもの権利条約 30周年」




**【ポスターセット】**（1セット400円）
10種類のポスターがセットになっています。アルミフレーム入りの展示用パネルセットも貸し出しています。 ▶▶▶ P.27

- 「ユニセフってなぁに?」（2018年改訂版）
  ※ご注意:「文化祭ユニセフセット」には無料で1セット入っています

ユニセフの活動を保健・栄養・教育など分野別に写真と文章で説明。SDGsや子どもの権利条約について説明したポスターも含まれています。

- 「子どもたちにやさしい地球を残そう」（2013年制作）

子どもたちが置かれている厳しい状況を紹介、子どもにやさしい地球を残すためにともに行動することを呼びかけます。

## 児童・生徒配布資料

児童・生徒数分など必要数をいずれも無料でご提供します。

**【子どもチラシ】**（A5）
すべての小・中学校には、春季資料送付時に児童・生徒数分が送付されています。
折りたたんで封筒にすると、募金袋として活用できます。（募金を集める際の感染予防にもお役立てください）



**【ユニセフ手帳】**（A3二つ折り）
子どもチラシよりもくわしく、分野ごとに子どもたちが直面している課題やユニセフの活動の内容がわかる資料です。切り込みを入れて折りたたむと8ページの手帳風になります。総ルビで小学校低学年より使用できます。



## 絵本型資料

園児や低学年の児童のみなさんの学習にお役立てください。

**【ユニセフとえがおのひみつ】**
（2020年発行 A4 22ページ 1冊無料、2冊目から140円）
異なる環境下で暮らす3人の子どもたちのようすとユニセフ募金がどのように役立てられているかを伝える物語です。世界のともだちへの共感を育みます。
（読み聞かせ動画もDVDに収録されています）




**【ちきゅうからのしつもん】**
（2013年発行 A4 22ページ 1冊無料、2冊目から60円）
子どもたちが、自らの生きる地球や自然、社会への意識を深められる、さまざまな「問い」にあふれた絵本です。SDGsにつながる想像力を育みます。



## 世界子供白書

世界の子どもたちの状況を伝えるためにユニセフが発行する白書です。さまざまな指標に基づく最新の各国の統計も掲載されています。冊子は有料となりますが、PDF版を無料でダウンロードできます。




**【世界子供白書2021】**（A4冊子 要約版 1000円）
テーマは子どもたちのメンタルヘルス。日本語版は要約版のみとなります。主にPDFで提供しています。
冊子は学校に限定して提供します。

**【世界子供白書2019】**（A4 255ページ 1100円）
2019年のテーマは「子どもたちの食と栄養」。栄養が足りず成長が脅かされる子ども、質の悪い食事で過体重に陥る子ども。良い栄養は子どもの成長と権利を守る基盤です。

## 募金箱




募金活動時に使用できる厚紙製の組み立て式募金箱を提供しています。
原則、1校4箱を上限としていますが、街頭募金活動時など、個数が必要な場合はご相談ください。
また、校内で活動する場合は、募金箱を手作りするような活動も取り入れてみてください。
※活動中の募金箱の管理や保管については十分ご配慮ください。（募金が入った状態で人目のないところに放置しないでください）



紙資料やDVDのご請求は、▶▶▶ P.28 の申込用紙をご利用ください。
ユニセフライブラリーや貸し出し教材 ▶▶▶ P.27 については、各貸出機関にご連絡ください。 ▶▶▶ P.29～30

## ホームページ「子どもと先生の広場」




www.unicef.or.jp/kodomo/

子どもと先生の広場 検索

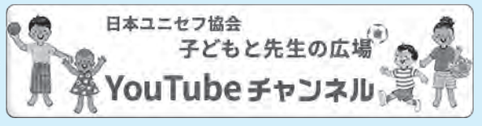
児童・生徒のみなさんの調べ学習にも、また先生が資料を探す際にもご活用いただきたいのが、学校向けユニセフ・ウェブサイト「子どもと先生の広場」です。

ユニセフの基礎的な情報を子ども向けのウェブページで学べるほか、各種資料のPDFをダウンロードしたり、子ども向けSDGs学習サイト「SDGs CLUB」や、YouTubeチャンネル「子どもと先生の広場」などへ容易にアクセスしたりすることができます。

よりリアルに より身近に
## 映像で学ぼう

### 映像教材（DVD・YouTubeチャンネル）

映像は、世界のいまを知るための良い教材です。
世界約190の国と地域で広く活動するユニセフが日々発信する数多くの映像の中から、学校での学習にお役立ていただけそうな映像を、吹き替えたり、分かりやすい字幕をつけたりして、提供しています。
「ユニセフ活動の手引き」には、最新の映像コンテンツを収録したDVDが巻末に付いています。また、これらの映像コンテンツはYouTubeチャンネル「子どもと先生の広場」でオンライン視聴することもできます。
ご都合の良い方法で、ぜひユニセフの映像教材を広くご活用ください。




子どもと先生の広場 YouTubeチャンネル

YouTube 子どもと先生の広場 検索




過去年度のDVDも提供しています。

**収録タイトル例**

- 2022年 DVD:
  「学校への襲撃 でも夢を追い続けるアフメド君（イエメン）」、「バーチャル社会科見学!～ユニセフの支援物資倉庫を見てみよう～」など10本
- 2021年 DVD:
  「バーチャル社会科見学! 栄養治療食がこどもたちに届くまで（ニジェール）」、「マングローブの守り人 子どもたちの植林活動（パナマ）」など11本
- 2020年 DVD:
  「長谷部誠大使 ロヒンギャ難民キャンプ訪問」、「私たちの可能性 ザータリ難民キャンプ・障がいのある子どもたちのお話（シリア難民）」など11本

※2018年、2019年のDVDも提供可能です

## SDGsを活用して学びを広げよう!

紛争、貧困、気候変動、感染症…私たちはどんな課題に直面しているのか、そして、どこまで解決すれば持続可能な社会への道が開けるのか、それを示したのが2015年に国連で採択されたSDGsです。
学校では、世界の課題に関する学びや、課題解決型の探究活動など、SDGsを活用される例が増えています。
SDGsは17個の目標のカラフルなアイコンで知られるようになりました。関心のある目標について調べて発表する、という学習が行われることが多いようです。個々の目標のもとには合計169のターゲットと呼ばれる細かい目標があります。それぞれの目標を深く理解するには、このターゲットを読むことが効果的です。また、目標はそれぞれ、他の目標や課題と深くつながり合っています。そのつながりを理解することも重要です。協力して解決策を考えることが私たちに託されたミッションですが、ひとつの解決策がさまざまな目標や課題につながることもあります。




「持続可能な世界の創り手を育む」という共通の目標に向かい、SDGsを効果的な学習に役立ててほしい、そんな願いから当協会では、子ども向けSDGs学習サイト「**SDGs CLUB**」を運営したり、外務省と協力して制作した**SDGs副教材**を全国の学校に提供したりしています。
子どもたちがわくわくしながら、これらの課題の解決を考えてみてほしい。ぜひそんなSDGs学習にユニセフの資料をお役立てください。

### 子ども向けSDGs学習サイト「SDGs CLUB」では次のようなことができます

SDGs CLUB 検索
www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/

- 17個の目標の下にある169個の“ターゲット”を分かりやすい**子ども訳**で読む




- SDGsが生まれてきた歴史や背景、SDGsがめざす世界を「前文」「宣言」から読み解く

SDGsは、2015年の国連総会で全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」という文書の一部です。この文書の「前文」と「宣言」を子ども訳や、デジタル絵本などで紹介。以下についての理解が深められます！

- ●SDGsが生まれてきた歴史や背景
- ●SDGsがめざす『持続可能な世界』とはどのような世界か



- 今世界が直面する課題を**動画**や**グラフ**で学ぶ




- 同世代の子どもたちの行動宣言を読んだり、自分の行動宣言を送ったり、自分が主体的に行動するための**ヒント**を得る




### SDGs副教材「私たちがつくる持続可能な世界 ~SDGsをナビにして~」

（A4 巻三つ折り 無料）




SDGsを切り口に、世界の様々な課題を俯瞰し、自分が解決したい課題を見つけて、調べ学習のきっかけとします。調べ学習のあと、自分の行動宣言を考えるところまで導かれています。
中学校社会科公民的分野の最終単元での活用を意図して制作された教材ですが、小学校から高等学校まで、また、総合的な学習などの教科の学習にも役立てられています。副教材に使われているデータ元を調べられるポータルサイトも設けられています。
（「SDGs CLUB」からアクセスできます）
また先生方向けの指導用参考資料（A3二つ折り）もございます。

## 「子どもの権利条約」を学習や学級経営に生かす

ユニセフが活動の基盤とする「子どもの権利条約」。日本は1994年に批准しました。今年4月には、子どもの権利条約の精神に則り、子どもに関する施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行、こども家庭庁も発足しました。また、昨年改訂された生徒指導提要では、生徒指導には「子どもの権利条約」の4原則の理解が重要との認識が示されました。
当協会では「子どもの権利条約」の学習に活用できる資料のほか、学校・学級経営に条約を生かすためのハンドブックや実践事例を資料としてご提供しています。「子どもの権利条約」を生かした学校・園づくりにご活用ください。
▸▸▸ P.21「子どもの権利が守られた学校・園づくり」

### 子どもの権利を大切にする教育（CRE:Child Rights Education）について特設ウェブサイト

- 子どもの権利や人権の歴史を解説
- 海外の実践事例からCREが子どもと先生にもたらす効果をご紹介
- 実践のヒントや、役立つ資料・情報が盛りだくさん



人権のアーチと子どもだからこそ必要な土台



Child Rights Education（CRE）の樹

今後、CREの取り組みを広げていくにあたり、
日本の学校・園での実践事例なども掲載する予定です。

ユニセフ　CRE 検索
www.unicef.or.jp/kodomo/cre/

### 子どもの権利条約を学ぼう、生かそう　各種資料をお役立てください

**【子どもの権利条約カードブック】**
（B5冊子 30ページ 1冊無料 2冊目から60円）
「子どもの権利条約」で子どもたちがもつ権利をあらわした1～40条をやさしい抄訳にしました。条文ごとのカードになっており、切り離してグループワークなどに活用できます。カードの裏面には各条文の原文（政府訳）を掲載、前文や41～54条の原文も掲載していますので、先生方の研修にも役立てられます。カードを活用したアクティビティ例も紹介しています。




**ユニセフCREシリーズ**（無料　先生向け）

**【ユニセフCREハンドブック　「子どもの権利条約」を学級経営に生かそう～子どもと先生でつくるみんなが尊重される学校・園】**（A4冊子 14ページ）
「子どもの権利」を大切にする教育（CRE）について、コンセプトや大切にすべきポイント、実践のヒントなどの概要をまとめた資料です。



**【ユニセフCRE実践記録　子どもの権利が守られた学級づくり「私たちの学級憲章」をつくってみよう!】**
（A4冊子10ページ）
小学校で実践された“子どもの権利を学んで、学級目標をつくる”という学級活動のようすを冊子にまとめました。



**【子どもの権利とスポーツの原則】**（A4冊子 学校に限り1冊無料。1冊170円）
遊びやスポーツには、子どもの心身の成長を促す大きな力があります。「子どもの権利条約」もすべての子どもの遊びやレクリエーション、休息の権利を認めています。しかし、暴力的な指導や子どもの心身の発達に配慮しない過度なトレーニングなど、スポーツが子どもに負の影響を与える問題も生じています。
国内外の専門家の協力を得て作成した本原則は、スポーツが真に子どもの健全な成長を支え子どもの権利促進に寄与する社会となるよう、スポーツに関わるすべての関係者のための行動指針を示しています。




冊子のほか、特設サイトがあり、指導者が活用できるアセスメントツールも充実しています。
https://childinsport.jp/

## ユニセフ視聴覚ライブラリー・貸出教材もご利用ください

DVDやパネル（ユニセフ視聴覚ライブラリー）を貸し出しています。また、その他の貸出教材もあります。
全国の貸出機関は ▸▸▸ P.29〜P.30 に掲載しています。ご希望の教材を貸し出している最寄りの機関にご連絡ください。

### 【DVD・ビデオ】

さまざまなテーマのDVD・ビデオを貸し出しています。
タイトルの多くはYouTubeチャンネルからオンラインでも視聴可能です。最近の映像については、
ユニセフ活動の手引きに付属するDVDやYouTubeチャンネルなどをご覧ください。

貸し出しているDVD・ビデオのリストはこちら▶

**【展示パネル】** テーマに沿って写真と説明の入った10種類のポスターをアルミフレーム枠のパネルにしています。（52cm×73cm）
それぞれポスターセットでも提供可能です。▸▸▸ P.23

### ユニセフってなぁに？




### 子どもたちにやさしい地球を残そう




その他のパネルのリストはこちら▶

**【貸出教材】**（日本ユニセフ協会および全国の協定地域組織にて貸し出しています）

### 水がめ　水を運ぶ大変さを体験

ネパールで広く使われている日用品です。水道がない地域では、こうした水がめやバケツなどを使って水をくんできます。水源が遠い地域では1日に何時間も水汲みに費やす子どもたちもいます。



**ネパールの水がめ 豆知識**

- 水を入れると15kgほどの重さに。
- 現地の人は腰骨に乗せて持つことが多いようです。頭にのせる人もいますが、子どもはもっと小さな容器を使います。（慣れない日本人がまねをするとけがをする恐れがありますのでやめましょう）
- 真鍮製です。より軽いアルミ製のものもありますが、暑い時期にはすぐに水があたたまってしまうため、断熱性が高く水を冷たく保つ真鍮製が現在も重宝されているそうです。
- ぶつけると割れて水漏れを起こします。取り扱いはやさしくお願いします。



### 蚊帳　マラリアを予防する蚊帳に日本企業の技術

幼い子どもの主な死因のひとつにもなるマラリアは熱帯に生息するハマダラカという蚊が媒介する病気です。夜、蚊帳の中で眠るだけで夜行性のハマダラカに刺されることを防ぎます。ユニセフの主な支援物資のひとつです。





**蚊帳 豆知識**

- この蚊帳に使われている繊維には日本企業が開発した技術が生かされています。風通しをよくするために網目は粗くなっていますが、繊維に防虫成分が練り込まれていて、近づく蚊を落とします。効果は3年以上の長期にわたって持続します。
- ポリエチレン製の繊維は丈夫で、穴があきにくくなっています。
- WHO（世界保健機関）もこの蚊帳（長期残効型蚊帳）の効果を認め、使用を推奨しています。

### 地雷レプリカ

紛争が終わった後も地雷は残って被害を与え続け、平和な復興を妨げます。子どもたちも被害にあいます。
ユニセフは地雷や不発弾はどんなものか、地雷を見つけたらどう対処するのかなどを子どもたちに伝える活動を支援しています。このレプリカキットは、その教育用に使われている教材をまとめたものです。





送信先：（公財）日本ユニセフ協会　学校事業部　行

**FAX：03-5789-2034**　TEL：03-5789-2014　Eメール：se-jcu@unicef.or.jp

＜申込日　　年　　月　　日＞

# ユニセフ資料 申込用紙

## ■ 送付先情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 学校 / 園名 | | | |
| ご担当者名（職） | （　　） | | |
| ご住所 | 〒　　ー<br>都・道<br>府・県 | | |
| 電話 | （　　） | FAX | （　　） |
| Eメール | | | |

## ■希望資料

※希望するものに○をつけてください。これ以外の資料をご希望の方は下の空欄に希望資料名と数量をご記入ください。

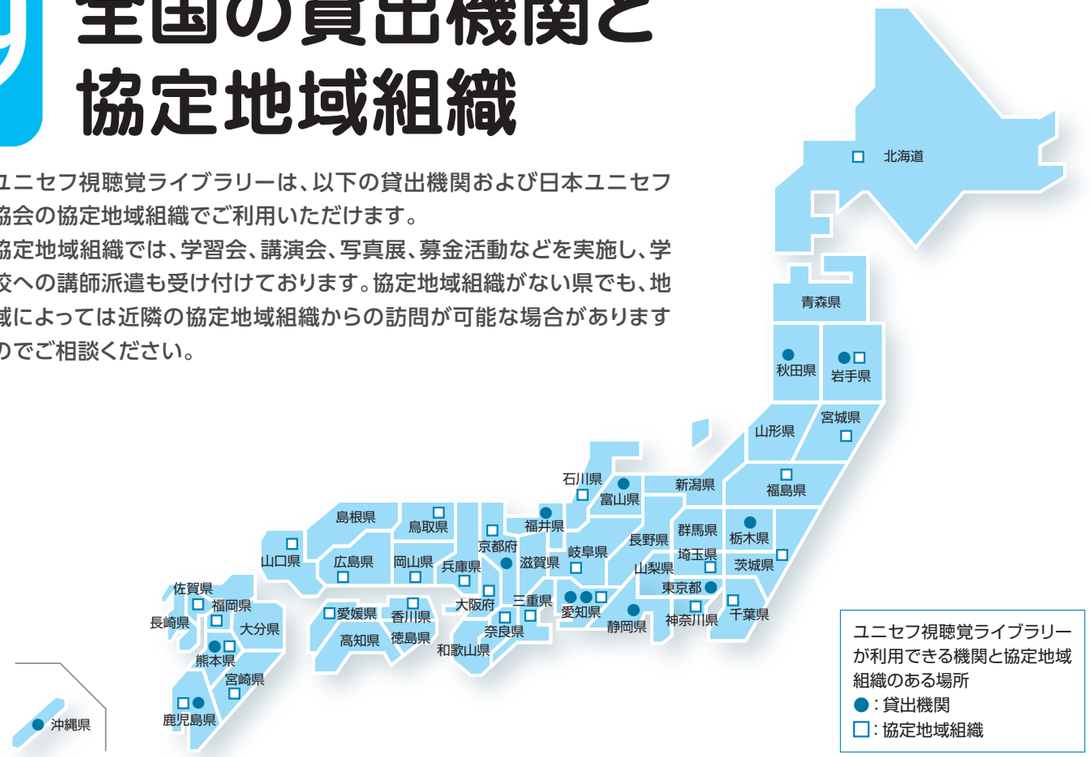
| 希望 | 資料名 | 単価 | 希望数 |
|---|---|---|---|
| | テーマポスター | 無料 | 枚 |
| | 壁新聞「学校通信」　※希望のものに○<br>2022・2021・2020・2019 | 無料 | 枚 |
| | ポスターセット　※希望のものに○<br>「ユニセフってなあに？」・「子どもたちにやさしい地球を残そう」 | 10 枚 1 セット<br>400 円 | セット |
| | 子どもチラシ | 無料 | 枚 |
| | ユニセフ手帳 | 無料 | 枚 |
| | 絵本教材「ユニセフとえがおのひみつ」 | 1冊無料、2冊目から140円 | 冊 |
| | 絵本教材「ちきゅうからのしつもん」 | 1冊無料、2冊目から60円 | 冊 |
| | 世界子供白書　※希望のものに○<br>2021 要約版・2019 | 1000 円（2021）<br>1100 円（2019） | 冊 |
| | 厚紙製組み立て式募金箱 | 無料（原則、1 校 4 個まで） | 個 |
| | ユニセフ DVD 学習教材　※希望のものに○<br>2022・2021・2020・2019・2018 | 無料<br>（原則、1校1枚） | 枚 |
| | SDGs 副教材「私たちがつくる持続可能な世界」 | 無料 | 枚 |
| | SDGs 副教材　指導用参考資料 | 無料（先生向け） | 枚 |
| | 子どもの権利条約カードブック | 1冊無料、2冊目から60円 | 冊 |
| | ユニセフ CRE ハンドブック<br>「子どもの権利条約」を学級経営に生かそう | 無料（先生向け） | 冊 |
| | ユニセフ CRE 実践記録<br>子どもの権利が守られた学級づくり | 無料（先生向け） | 冊 |
| | 子どもの権利とスポーツの原則 | 学校に限り 1 冊無料<br>2 冊目から 170 円 | 冊 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※有料資料については、資料送付時に、資料代を記載した振込用紙を同封いたします。

ユニセフ視聴覚ライブラリーを利用したい

# 09 全国の貸出機関と協定地域組織

ユニセフ視聴覚ライブラリーは、以下の貸出機関および日本ユニセフ協会の協定地域組織でご利用いただけます。
協定地域組織では、学習会、講演会、写真展、募金活動などを実施し、学校への講師派遣も受け付けております。協定地域組織がない県でも、地域によっては近隣の協定地域組織からの訪問が可能な場合がありますのでご相談ください。




ユニセフ視聴覚ライブラリーが利用できる機関と協定地域組織のある場所
●：貸出機関
□：協定地域組織

## ユニセフ視聴覚ライブラリー　貸出機関

DVD・ビデオ　パネル

| 機 関 名 | 貸出アイテム | 電話番号 | 受付日時 | 住　所 |
|---|---|---|---|---|
| **東日本を中心に全国へ貸し出し** | | | | |
| ユニセフライブラリー | DVD・パネル | 03-5789-2014 | 9:00～17:00<br>㊡ 土・日・祝 | 〒343-0851 越谷市七左町4-301<br>共同物流<br>ユニセフライブラリー係 |
| **原則、所在県府内対象に貸し出し（発送サービスあり）** | | | | |
| (公財)岩手県国際交流協会 | DVD※ | 019-654-8900 | 9:00～20:00<br>㊡ アイーナ休館日<br>12/29～1/3 | 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1<br>いわて県民情報交流センター「アイーナ」5F　国際交流センター内 |
| (公財)秋田県国際交流協会 | DVD | 018-893-5499 | 9:00～17:45<br>㊡ 第1, 2, 4, 5 土・日・祝、<br>第3土曜日の翌月曜日 | 〒010-0001 秋田市中通2-3-8<br>アトリオン1F |
| (公財)栃木県国際交流協会 | DVD※ | 028-621-0777 | 9:00～17:00(火～土)<br>㊡ 月・日・祝 | 〒320-0033 宇都宮市本町9-14<br>とちぎ国際交流センター内 |
| (公財)静岡県国際交流協会 | DVD※ | 054-202-3411 | 8:30～17:15<br>㊡ 土・日・祝 | 〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1<br>水の森ビル2F |
| (公財)名古屋国際センター<br>ライブラリー | DVD※ | 052-581-0102 | 9:00～19:00（火～日）<br>㊡ 月／2月・8月の第2日曜日<br>・12/29～1/3 | 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1<br>名古屋国際センタービル3F |
| (公財)豊田市国際交流協会 | DVD | 0565-33-5931 | 9:00～19:00(火～金)<br>9:00～17:00(土・日)<br>㊡ 月(豊田市とその周辺対象) | 〒471-0034 豊田市小坂本町1-25<br>豊田産業文化センター3F |
| (公財)とやま国際センター | DVD | 076-444-2500 | 9:00～17:45<br>㊡ 土・日・祝 | 〒930-0856 富山市牛島新町5番5号<br>インテックビル4F |
| (公財)福井県国際交流協会 | DVD※ | 0776-28-8800 | 9:00～18:00(第2月・水・金・土・日)<br>9:00～20:00(火・木)<br>㊡ 第2以外の月・祝 | 〒910-0004 福井市宝永3-1-1 |
| 日本国際連合協会<br>京都本部事務局 | DVD | 075-211-3911 | 10:00～17:00<br>㊡ 土・日・祝<br>学校・団体・企業のみ貸し出し可 | 〒604-0862 京都市中京区烏丸通り夷川上ル<br>第7長谷ビル8F |
| 熊本県教育庁義務教育課 | DVD※ | 096-333-2705<br>(ダイヤルイン) | 10:00～17:00<br>㊡ 土・日・祝 | 〒862-8609 熊本市中央区水前寺6-18-1 |
| (公財)鹿児島県国際交流協会 | DVD・パネル | 099-221-6620 | 9:00～17:00<br>㊡ 月(祝日の場合火) | 〒892-0816 鹿児島市山下町14-50<br>かごしま県民交流センター1F |



| 機 関 名 | 貸出アイテム | 電話番号 | 受付日時 | 住　所 |
|---|---|---|---|---|
| 沖縄県視聴覚ライブラリー | DVD※ DVD のみ | 098-864-0474 | 8:30～17:15<br>㊡ 土・日・祝 | 〒900-0029 那覇市旭町116-37 (沖縄県南部合同庁舎4F)　沖縄県教育庁生涯学習振興課生涯学習推進センター |
| **訪問して利用することができます（発送サービスなし）** | | | | |
| 神奈川県立地球市民かながわプラザ　情報フォーラム | DVD | 045-896-2977 | 9:00～20:00(火～金)<br>9:00～17:00(土日祝)<br>㊡ 月(祝日の場合開館)<br>県内在住・在勤・在学の方対象 | 〒247-0007 横浜市栄区小菅ヶ谷1-2-1 2F |
| (公財)大阪国際交流センター | DVD | 06-6773-8989 | 平日　9:00～19:00<br>土・日・祝　9:00～17:30<br>㊡ 12/29～1/3・臨時休館日 | 〒543-0001 大阪市天王寺区上本町8-2-6 |

## 協定地域組織

DVD・ビデオ　パネル　水がめ　地雷レプリカ　蚊帳

| 名　称 | 貸出アイテム | 電話番号<br>FAX 番号 | 受付日時 | 住　所 |
|---|---|---|---|---|
| 北海道ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 011-671-5717<br>011-671-5758 | 月・火・木・金　10:00～16:00 | 〒063-8501 札幌市西区発寒11条5-10-1<br>コープさっぽろ本部2F |
| 岩手県ユニセフ協会 | DVD・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 019-687-4460<br>019-687-4491 | 月～木　10:00～15:00 | 〒020-0690 岩手県滝沢市土沢220-3<br>いわて生協本部2F |
| 宮城県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 022-218-5358<br>022-218-5945 | 月～金　9:30～16:00 | 〒981-3194 仙台市泉区八乙女4-2-2<br>みやぎ生協文化会館ウィズ内 |
| 福島県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 024-522-5566<br>024-522-2295 | 月～金　10:00～16:00 | 〒960-8105 福島市仲間町4-8<br>ラコパふくしま4F |
| 茨城県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 029-224-3020<br>029-224-1842 | 月～金　10:00～16:00 | 〒310-0022 水戸市梅香1-5-5<br>茨城県JA会館分館5F |
| 埼玉県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 048-823-3932<br>048-823-3978 | 月～金　※祝日除く<br>10:30～16:30 | 〒336-0018 さいたま市南区南本町2-10-10<br>コープみらい コーププラザ浦和1F |
| 千葉県ユニセフ協会 | DVD・パネル | 043-226-3171<br>043-226-3172 | 月～金　10:00～16:00 | 〒264-0029 千葉市若葉区桜木北2-26-30<br>コープみらい 千葉エリア桜木事務所 本館 |
| 神奈川県ユニセフ協会 | DVD・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 045-334-8950<br>045-334-8951 | 月～金　※祝日除く<br>10:00～17:00 | 〒231-0063 横浜市中区花咲町2-57<br>ミシナビル201 |
| 岐阜県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 058-379-1781<br>058-379-1782 | 月・火・木・金　10:00～16:00 | 〒509-0197 各務原市鵜沼各務原町1-4-1<br>生活協同組合コープぎふ1F |
| 石川県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・蚊帳 | 076-255-7997<br>076-255-7185 | 月・火・水・金　10:00～15:00 | 〒920-0362 金沢市古府2-189<br>コープいしかわ古府センター2F |
| 愛知県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・蚊帳 | 052-783-7230<br>052-781-7191 | 月～金　※祝日除く<br>10:00～16:00 | 〒464-0824 愛知県名古屋市千種区稲舟通1-39<br>生協生活文化会館2階(コープ本山2階) |
| 三重県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 059-273-5722<br>059-273-5758 | 月・水・金　10:00～17:00 | 〒514-0009 津市羽所町379番地<br>コープみえ本部ビル1F |
| 奈良県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 0742-25-3005<br>0742-25-3008 | 月～木　11:00～16:00 | 〒630-8253 奈良市内侍原町6番地の1<br>奈良県林業会館2F |
| 大阪ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 06-6645-5123<br>06-6645-5124 | 火～土　11:00～16:00 | 〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-1<br>OCATビル2F |
| 京都綾部ユニセフ協会 | DVD・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 0773-40-2322<br>0773-45-4090 | 月～木　10:00～15:00 | 〒623-0021 綾部市本町2-14<br>あやべハートセンター内 |
| 兵庫県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 078-435-1605<br>078-451-9830 | 月～金　10:00～16:00 | 〒658-0081 神戸市東灘区田中町5-3-18<br>コープこうべ生活文化センター2F |
| 鳥取県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・蚊帳 | 0858-71-0970<br>0858-71-0970 | 月・火・金　10:00～16:00、<br>水　10:00～12:00 | 〒680-1202 鳥取市河原町布袋597-1<br>鳥取県生協内 |
| 岡山ユニセフ協会※ | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 086-227-1889<br>086-227-1889 | 火・水・木・金　10:00～15:00 | 〒700-0807 岡山市北区南方2-13-1<br>きらめきプラザ2 ゆうあいセンター |
| 広島県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・蚊帳 | 082-231-8855<br>082-231-8855 | 月～金　10:00～16:00 | 〒730-0802 広島市中区本川町2-6-11<br>第7ウエノヤビル5F |
| 山口県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・蚊帳 | 083-902-2266<br>083-928-5416 | 月～金　10:00～16:00 | 〒753-0083 山口市後河原210番地 |
| 香川県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 087-813-0772<br>087-813-0772 | 月・火・金　10:00～16:00、<br>水　14:00～18:00 | 〒760-0023 高松市寿町1-4-3<br>高松中央通りビル3F |
| 愛媛県ユニセフ協会 | DVD・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 089-931-5369<br>089-931-5369 | 月・火・木・金　10:00～15:00 | 〒790-0003 松山市三番町5-13-10<br>リパッブビル201号 |
| 久留米ユニセフ協会 | DVD・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 0942-37-7121<br>0942-37-7139 | 月・水・金　9:00～16:00 | 〒830-0022 久留米市城南町15-5<br>久留米商工会館2F |
| 佐賀県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 0952-28-2077<br>0952-28-2077 | 月・火・木・金　10:00～15:00 | 〒840-0054 佐賀市水ヶ江4-2-2 |
| 熊本県ユニセフ協会 | DVD・パネル・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 096-362-5757<br>096-362-5758 | 月・水・木・金　10:00～14:00 | 〒862-0949 熊本市中央区国府1丁目11-2<br>サンアイ水前寺ビル3F |
| 宮崎県ユニセフ協会 | DVD・水がめ・地雷レプリカ・蚊帳 | 0985-31-3808<br>0985-31-3808 | 月・火・木・金　11:00～16:00 | 〒880-0014 宮崎市鶴島2-9-6<br>みやざきNPOハウス202号 |
| 鹿児島県ユニセフ協会 | DVD・水がめ・蚊帳 | 099-226-3492<br>099-201-3975 | 月～金　10:00～15:00、<br>水　10:00～12:00 | 〒892-0842 鹿児島市東千石町14-2<br>メガネのヨネザワ5F |

受付日時を変更することがあります。また年末年始等、別途お休みが入ることがあります。
※貸出書籍もあり。貸出希望の方はお問い合わせください。

# 10 募金の送金方法

ユニセフ募金へのあたたかいご協力、誠にありがとうございます。集まりました募金は本冊子に綴じ込みの振込用紙をご利用のうえ、ゆうちょ銀行/郵便局の窓口からユニセフ募金口座（00190-5-31000）にご送金ください。郵便局に備え付けの用紙をご利用の場合も以下をご明記ください。代表の児童・生徒さんが郵便局に行き、自分たちの手で募金を送金するのも良い経験になるかもしれません。

**※硬貨取扱料金を含め、送金に関わるすべての手数料が免除されます。**

**❶金額欄に募金額をご記入ください。**

**❷ご依頼人欄に以下をご記入ください。**

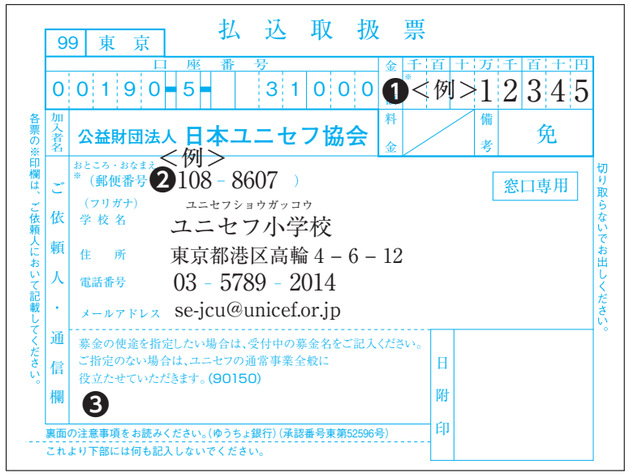
- ●郵便番号
- ●学校・園名（領収書の宛名になります）
- ●住所
- ●電話番号
- ●メールアドレス

※領収書の送付先を指定する場合は、ご担当者のお名前を書いていただくと、その方宛に送付されます。

**❸通信欄で募金の種類を指定できます。**

**通常募金（ユニセフ募金）**の場合は何も記載しなくて結構です。

**募金の使途を指定したい**場合は、受付中の募金名（ウクライナ、シリア、自然災害、アフリカなど）を通信欄の余白にご記入ください。



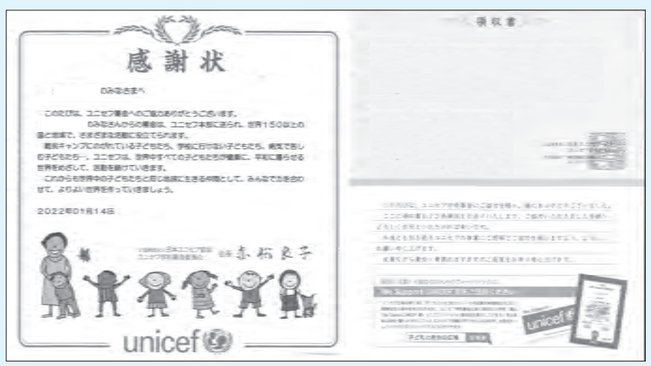

※受付中の緊急募金については、事前にホームページ上で必ずご確認くださいますよう、お願いいたします。
緊急支援情報：**www.unicef.or.jp/kinkyu/**

※支援ギフトの場合は、P.14の申込用紙でお申込みいただいた学校に専用の振込用紙をお送りします。

## 領収書と感謝状、「ありがとうポスター」をお送りします

募金の受領確認後、2週間程度で領収書および感謝状をお送りいたします。
また、A3サイズの「ありがとうポスター」も同封されますので、校内での掲示、全校集会等でのご報告にお役立ていただけますと幸いです。

※**100円未満の募金の領収書発行はご容赦いただいております。**領収書が必要な場合はお問い合わせください。また、10万円を超える募金など、**複数回に分けて募金を振り込まれる場合に、合算した金額の領収書の発行をご希望**の際は、お振り込みの前にお問い合わせいただけますと幸いです。（学校事業部:03-5789-2014）







※ポスターは昨年のものです。（今年のポスターはデザインが異なります。）

**●活動に参加された児童、生徒のみなさんへのフィードバックに「We Support UNICEF賞」もご活用ください。** ▶▶▶ P.15



# 動画紹介

令和5年度（2023年度）ユニセフ学校募金　春季資料

# ユニセフ DVD学習教材



### 1 【気候変動と子どもたち】子どもの権利と未来を守るために
（1分44秒） 字幕・日本語ナレーション



気候変動や環境汚染が、世界中の子どもたちの健やかな成長と、将来の可能性をおびやかしています。変化する世界で、ユニセフはどのような活動をしているのでしょうか。ユニセフ学校募金活動時の導入や、集会での活用にオススメです。

### 2 【栄養治療食】栄養不良の子どもを救うミラクルフード
（1分10秒） 字幕・日本語ナレーション



ユニセフの支援物資のひとつ、栄養治療食（RUTF/Ready-to-Use Therapeutic Food）。すぐに食べられる栄養治療食は、ひどい栄養不良になってしまった子どもたちを救うミラクルフードです。栄養治療食の材料や特長について説明しています。

### 3 【栄養】バーチャル社会科見学! ソマリアの栄養治療センター
（3分03秒） 字幕・日本語ナレーション



今までにない深刻な干ばつに見舞われているソマリア。干ばつの影響で、多くの子どもたちが栄養不良になっています。ユニセフの職員が、避難民キャンプに設けられた栄養治療センターを訪れ、子どもたちやユニセフの支援のようすを案内します。

### 4 【浄水剤・井戸】安全な水を届けるケニアでの活動
（2分43秒） 字幕



3回続けて雨季に十分な雨が降らず、長期間干ばつが続いているケニア。ユニセフは、干ばつの被害地域の人びとに、水タンク、バケツ、石けん、浄水剤などの水と衛生用品を提供しています。川でくんできた汚れた水が、浄水剤できれいになるようすは必見です。

### 5 【水・教育】給水場ができ、学校に通えるようになったエスターさん
（1分42秒） 字幕・日本語ナレーション



湖で水をくむために毎日6km以上の道のりを歩き、学校へ通う時間もなかったエスターさん。ユニセフが村の近くに設置した浄水場と給水所のおかげで、きれいな水を簡単に手に入れられるようになり、エスターさんと村の子どもたちは、休まずに学校に通えるようになりました。

### 6 【児童労働】工場ではたらくスモン君
（1分37秒） 字幕



スモンくんは、毎朝6時20分に起きて、アルミボウルを作る工場で働いています。学校に通ったことはありません。賃金は1時間20円、毎日10時間働いています。年齢は「たぶん11歳」と話すスモンくん。生まれてから一度も誕生日を祝ったことはありません。

### 7 【紛争】戦闘から逃れたブルクワ君が家族と再会できるまで
（2分15秒） 字幕



武装勢力の襲撃を受け、家族と離ればなれになってしまったブルクワ君。逃げる途中で友だちを殺されながらも、ひとりで走り続け、安全な国内避難民キャンプにたどり着きました。その後、ユニセフの支援により、無事に家族と再会することができました。

### 8 【ウクライナ紛争】子どもたちが再び安全に学べるように
（3分54秒） 字幕



ふるさとに戻り、破壊された町を目の当たりにした子どもたちのインタビュー。そして、学校も爆撃される恐れがある中、子どもたちの安全を守るためにユニセフが校内に整えている「子どもにやさしいシェルター」についての動画です。

### 9 【パキスタン大洪水】学び続けたいと願うダニヤル君
（1分13秒） 字幕



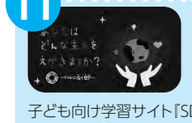
2022年、100年来の記録を更新する豪雨により、大洪水に見舞われたパキスタン。約2万7,000校の学校が損壊・破損しました。そんな中でも、学び続け、将来の夢を叶えたいと願うダニヤル君のインタビューです。

### 10 【アフガニスタン政変】女の子が教育を受ける権利を訴えるマリヤさん
（1分09秒） 字幕



政変により、10代の女の子が学校に行くことを禁じられてしまったアフガニスタン。学校の再開を心待ちにしているマリヤさん（高校1年生）は「学校に戻り勉強することは、私たちの権利です。女の子の権利を認めてほしいです」と話します。

### 11 あなたはどんな未来をえがきますか? ～SDGsが生まれた背景とこれから～
（5分57秒） 字幕・日本語ナレーション



子ども向け学習サイト『SDGs CLUB』の「SDGsの前文・宣言」のページで公開している、パララックス（スクロールで動かすアニメーション）が素敵なナレーションのついた動画になりました！SDGsが生まれてきた背景やSDGsが目指す世界像について学ぶことができる動画です。

### 12 ユニセフと地球のともだち
（13分23秒） 字幕・日本語ナレーション



ユニセフと世界の子どもたちの現状について基礎から学ぶことのできる映像です。社会科の授業で国連やユニセフについて学習する際や、ユニセフ活動に取り組む前の学習にオススメです。

### 13 絵本「ユニセフとえがおのひみつ」読み聞かせ
（10分55秒） 字幕・日本語ナレーション



家に水道がなくて、毎日水を汲みに行くディアナちゃん、争いから逃れて難民になったモンズール君など、実在する子どもたちをモデルに、世界の子どもたちの現状やユニセフ募金がどのような支援につながっているのかを学べる絵本「ユニセフとえがおのひみつ」の読み聞かせです。

### 14 100円の旅
（1分57秒） 字幕



例えば100円の募金…その募金がどのように使われているのかを紹介するアニメーションです。募金活動の前や後に見ることで、ユニセフ募金について理解を深めることができます。2021年の活動報告にもなっています。

**ユニセフDVD学習教材に収録の動画は、バックナンバーも含め、「子どもと先生の広場YouTubeチャンネル」からご視聴いただけます。**

子どもと先生の広場
YouTube チャンネル